

第2次 久万高原町地域福祉計画



2019（平成 31）年 3 月

久万高原町

は じ め に

久万高原町では、2007（平成 19）年3月に策定した、第1次となる「久万高原町地域福祉計画」をもとに、地域福祉を推進してまいりました。

近年、久万高原町においても、人口減少や少子高齢化、核家族化が一層進行し、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化等、地域を取り巻く環境は大きく変わってきています。このような変容に伴い、世帯や地域における課題もまた複合化・複雑化しています。また、既存の制度の狭間にあり、解決が困難なケース等も増えています。

こうした状況を踏まえ、地域の新たな生活課題や福祉課題の解決に向けて取り組むため、2019年度から 2023 年度までの5年間を計画期間とする「第2次久万高原町地域福祉計画」を策定しました。

今回の策定にあたっては、皆様にわかりやすい計画となるよう工夫するとともに、行政はもとより、町民の皆様、地域で活躍するボランティアや福祉関係機関・団体等の協力の下、地域福祉にかかる課題と必要な取組を明らかにし、基本目標と連動した3つの重点的な取組を設定しました。

今後、この計画に基づき、基本理念である「ひと・まち・暮らしがつながり、輝く 久万高原」の実現を目指し、町民の皆様と一緒に地域福祉を推進してまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「久万高原町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、福祉関係機関・団体の皆様並びにアンケート調査や団体アンケート調査、地区座談会及びヒアリングにご協力いただきました町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 31 年 3 月

久万高原町長 河野 忠康

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の策定体制	6
第2章 地域をとりまく現状と課題	7
第1節 統計データからみる本町の現状	7
第2節 アンケート調査結果	18
第3節 団体アンケート調査結果	23
第4節 地区の状況	26
第5節 地域福祉にかかる課題と必要な取組	30
第3章 計画の基本事項	32
第1節 計画の基本理念	32
第2節 計画の基本目標	33
第3節 重点的な取組	34
第4節 施策体系	36
第5節 計画の推進体制	37
第4章 施策の展開	39
基本目標1 一人ひとりが支え合う地域づくり	39
基本目標2 まちの協働・連携を推進する仕組みづくり	43
基本目標3 暮らしを守り支える環境づくり	46
第5章 成年後見制度の施策の展開	53
第1節 権利擁護を取り巻く現状	53
第2節 久万高原町成年後見制度利用促進基本計画	54
資料編	57
第1節 久万高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱	57
第2節 久万高原町地域福祉計画策定委員会名簿	59

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進行する中、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて、個人の価値観や生活様式の多様化、雇用環境の変化等から、地域における人と人とのつながりも希薄になっています。また、過疎地域の集落においては、特に若年人口の減少が著しく、高齢者を高齢者で支えていかなければならない集落が増加しています。

さらに、近年では大規模な自然災害が相次いでおり、高齢者や障がいのある人等、地域で孤立した人が被災されるケースが増えています。

その他にも、ひきこもりや虐待の増加、貧困の拡大等、地域における課題は多種多様であり、さらにそれが複合化するなど、複雑化しています。既存の制度では十分な対応が難しい状況も出てきており、課題の把握と解決に向けた対応が急務となっています。

久万高原町（以下、「本町」という。）では、2007（平成 19）年 3 月に第 1 次となる「久万高原町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。その間においても、高齢化や過疎化がさらに進行し、これまで以上に地域における支え合い、助け合いが求められる状況となっています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域の現状に即した地域福祉のさらなる充実を目指し、「第 2 次久万高原町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 国・県の動向

地域福祉に関する国の動きとしては、2000（平成 12）年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で『地域福祉の推進』が初めて明確に位置づけられました。

さらに、「介護保険法」が施行されたことをはじめとして、従来の福祉サービスは措置制度から契約制度へと移行し、利用者がサービスを選択して、契約に基づいてサービスを利用する仕組みとなっています。

各種法制度が整備され、子どもや障がいのある人、高齢者等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や、制度の狭間と言われる複雑な生活課題も顕著化しています。

また、2016（平成 28）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進が求められており、2018（平成 30）年 4 月には、地域共生社会の実現を目指す一環として、改正社会福祉法が施行されました。

こうした動きを受け、愛媛県では市町の地域福祉計画に対する理解促進を図り、地域福祉計画の策定が円滑に進められるよう「愛媛県地域福祉計画策定ガイドライン」が作成されています。

◆社会福祉法（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

◆福祉に関する国の主な動向

	国 の 動 き
2011 (平成 23) 年	・ 東日本大震災の発生 ・ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 施行
2012 (平成 24) 年	・ 「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアの推進等）
2013 (平成 25) 年	・ 障がい者の法定雇用率引き上げ ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 施行 ・ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 施行 ・ 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」 施行（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示） ・ 「災害対策基本法」 改正施行（避難行動要支援者名簿作成の義務づけ等）
2014 (平成 26) 年	・ 「障害者の権利に関する条約」 批准（国内法整備） ・ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 施行 ・ 「まち・ひと・しごと創生法」 施行 ・ 「子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連 3 法」 段階施行
2015 (平成 27) 年	・ 「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアシステムの構築等） ・ 「子ども・子育て支援新制度」の本格施行 ・ 「生活困窮者自立支援法」 施行 ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）施行
2016 (平成 28) 年	・ 「社会福祉法等の一部を改正する法律」 一部施行 ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 施行 ・ 「障害者の雇用に関する法律」 改正施行 ・ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 施行 ・ 「子ども・子育て支援法」 改正施行（仕事・子育て両立支援事業の創設等） ・ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
2017 (平成 29) 年	・ 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 改正施行（育児休業期間の延長等） ・ 市町村地域福祉計画等の策定ガイドラインの通知
2018 (平成 30) 年	・ 「介護保険法」 改正施行（地域包括ケアシステムの深化等） ・ 「社会福祉法」 改正施行（地域福祉計画の見直し等） ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行 ・ 「部落差別解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）施行

第2節 計画の位置づけ

1. 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第109条に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の活動・行動計画です。

本町では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は別計画として策定していますが、「地域福祉計画」で定めた理念や仕組みをもとに、「地域福祉活動計画」で具体的な取組を示し、町と社会福祉協議会が密に連携を図りながら、地域福祉の実践的な活動を展開していくものとなります。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含し、権利擁護事業の総合的な推進を図っていきます。

◆社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

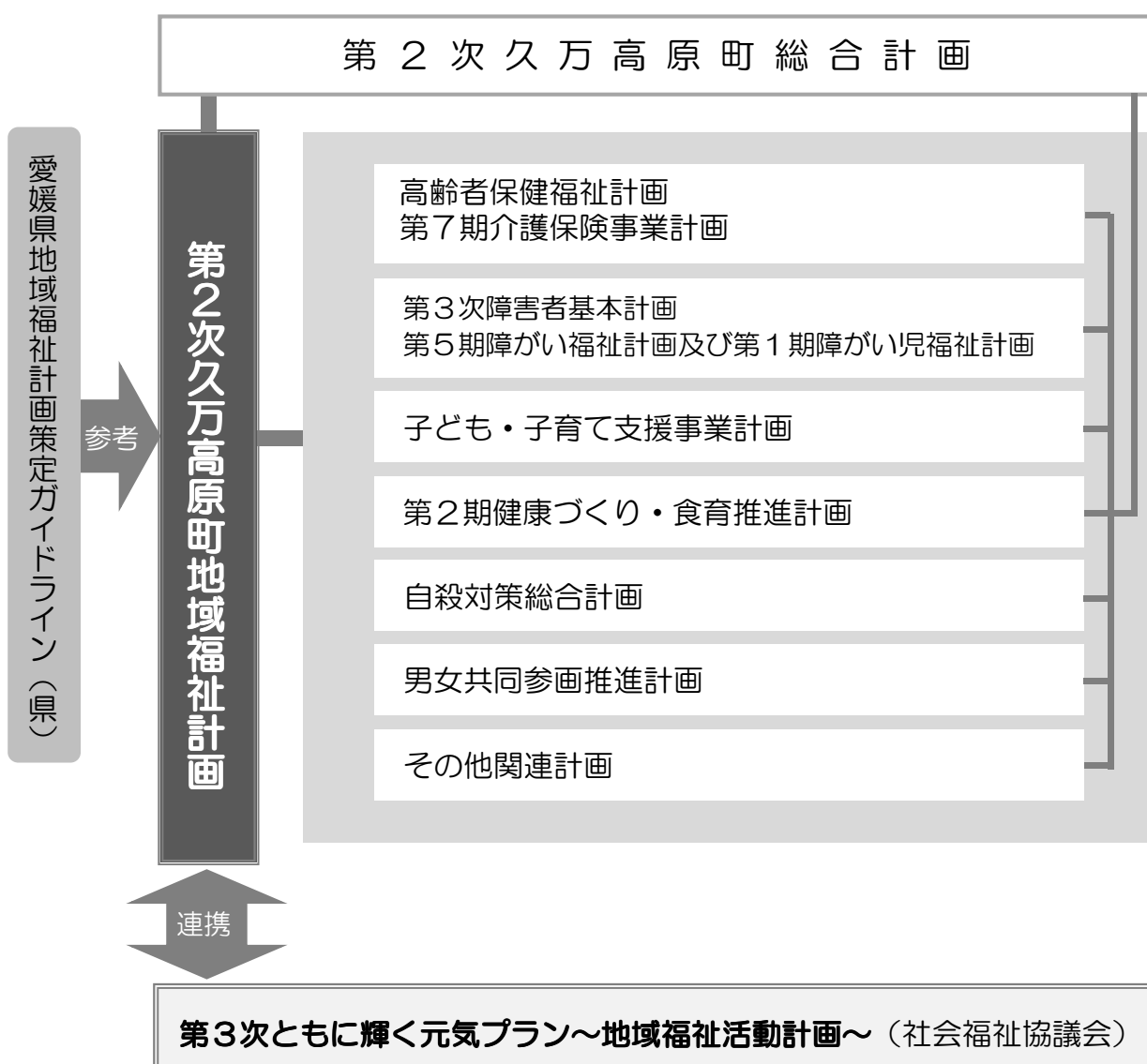
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 関連計画との整合性

本計画は、町の最上位計画である「総合計画」をはじめ、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画との整合を図っています。

また、本計画は、「高齢者保健福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画を内包する上位計画として位置づけられますが、数量的な目標等については個別計画で進捗管理することとし、個別計画では網羅できない課題への対応や包括的に取り組むべき方策についてまとめたものです。

◆上位計画・関連計画との関係



第3節 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆上位計画・関連計画との関係

2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
第 2 次久万高原町総合計画 【基本構想】										
前期基本計画					後期基本計画					
2006（平成 18）年度～ 久万高原町地域福祉計画			第 2 次久万高原町地域福祉計画					次期計画期間		
第 3 次ともに輝く元気プラン ～地域福祉活動計画～（社会福祉協議会）					次期計画期間					

第4節 計画の策定体制

本計画の計画策定過程においては、幅広く住民や地域福祉に携わる人の現状とニーズを把握するため、アンケート調査のほか、団体アンケート調査、地区座談会及びヒアリング等を実施し、多様な住民参加を図り、データ収集だけでなく、地域福祉に対する住民の意識啓発や地域の福祉課題を解決する動機づけとなるよう努めました。

以上の調査等から得られた課題や意見をもとに、学識経験者、福祉関係者等の委員で構成する策定委員会において計画策定を行いました。

第2章 地域をとりまく現状と課題

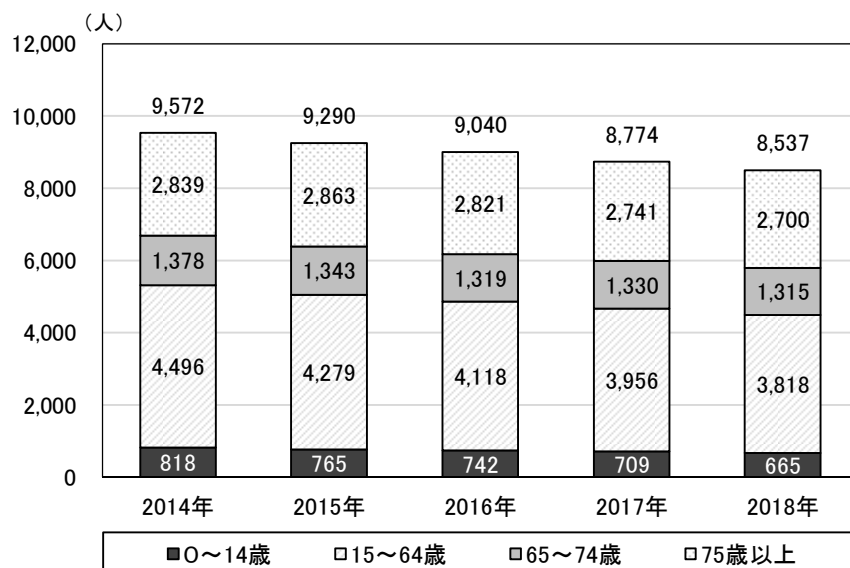
第1節 統計データからみる本町の現状

1. 人口の状況

(1) 総人口の推移

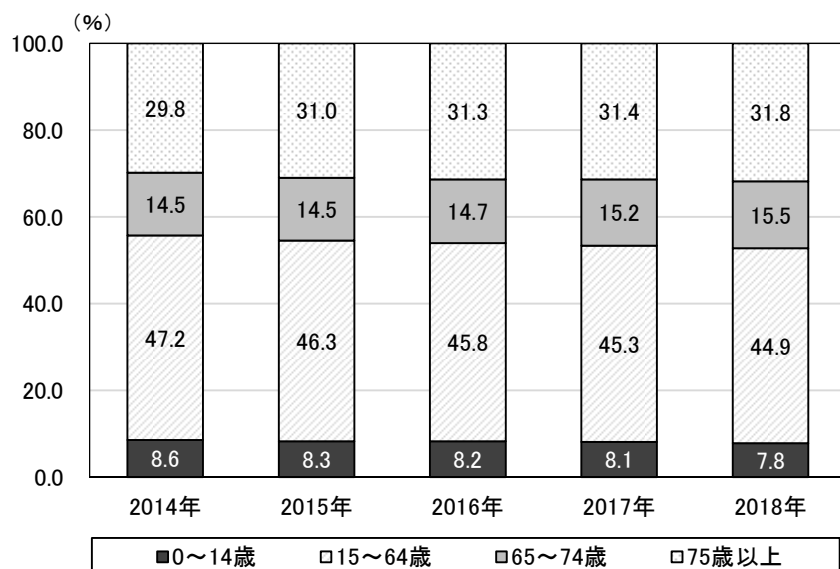
総人口は年々減少し続けています。年齢区分別人口割合の推移をみると、0～14歳割合、15～64歳割合が低下する一方で、65歳以上人口割合は年々上昇しており、2018（平成30）年には65歳以上人口割合（高齢化率）が47.3%となっています。

◆年齢区分別人口の推移



資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日）

◆年齢区分別人口割合の推移



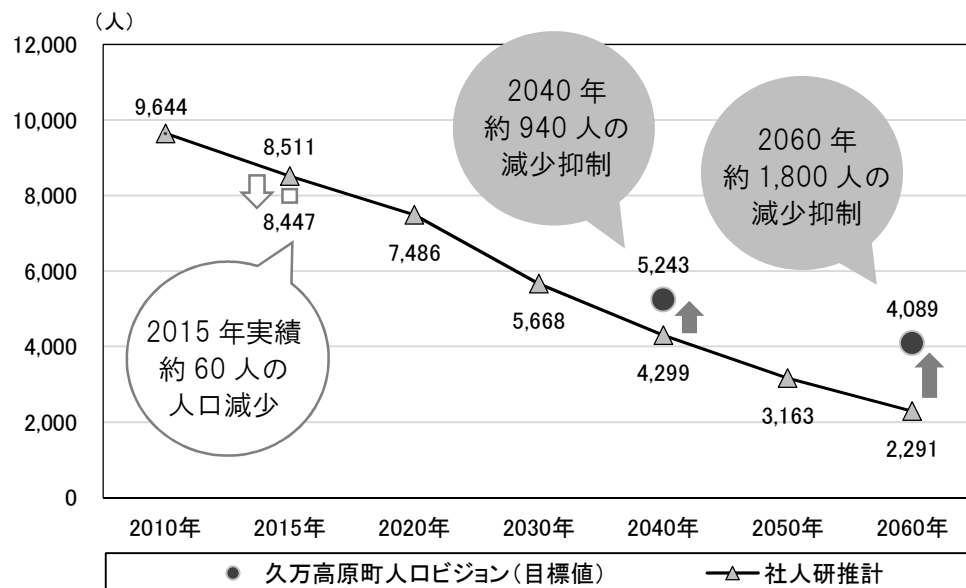
資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 総人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）による推計をみると、今後本町の総人口は右肩下がりに減少し、2030年には6,000人を、2040年には5,000人を下回る予測となっています。

久万高原町人口ビジョンの総人口目標値をみると、2040年で約940人、2060年で約1,800人の減少抑制を目指しており、2060年で4,000人を維持する目標となっています。

◆社人研による総人口推計と人口目標値



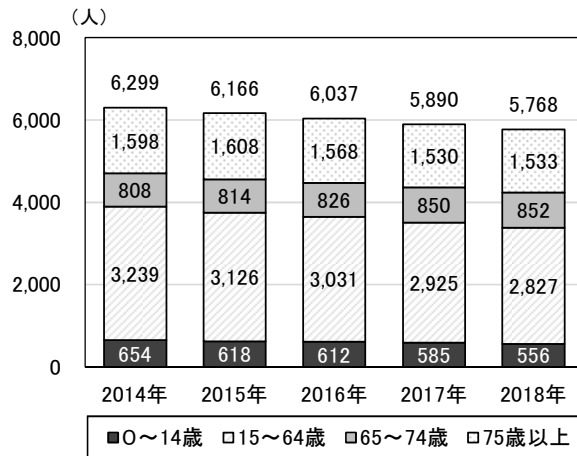
資料：久万高原町人口ビジョン、国勢調査

(3) 地区別人口の推移

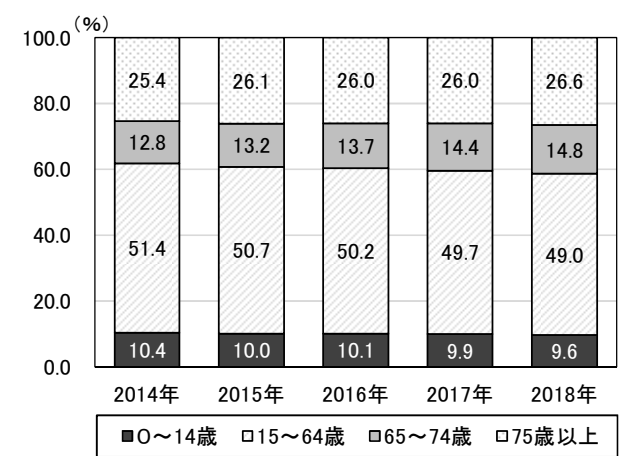
各地区の総人口ともに年々減少し続けています。2014（平成 26）年と 2018（平成 30）年の地区の総人口を比較すると、美川地区の減少率がもっとも高く、次いで柳谷地区、面河地区、久万地区の順となっています。

また、2018（平成 30）年には 65 歳以上人口（高齢化率）が柳谷地区で 63.2%、美川地区で 58.5%となっています。

◆久万地区 年齢区分別人口の推移

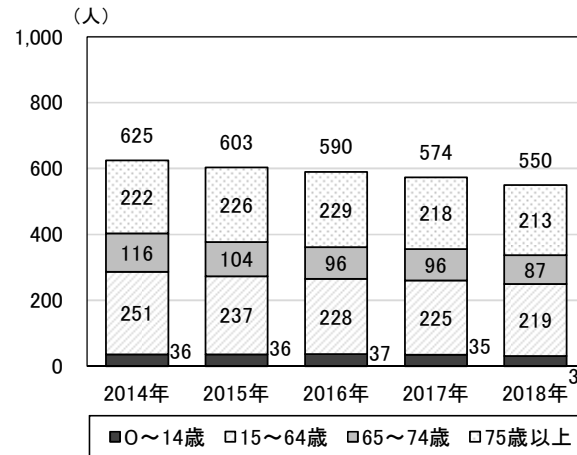


◆久万地区 年齢区分別人口割合の推移

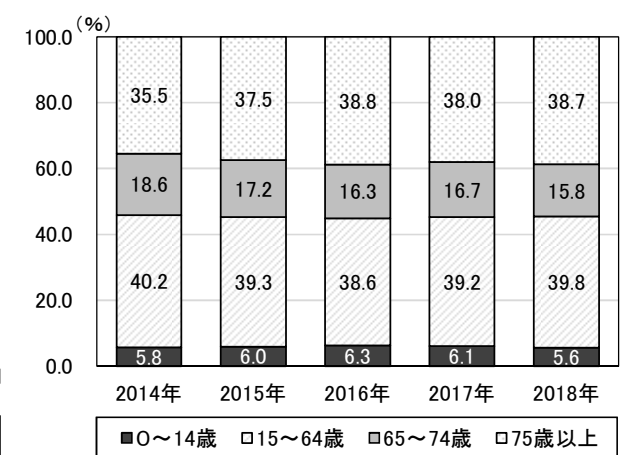


資料：【国】住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

◆面河地区 年齢区分別人口の推移

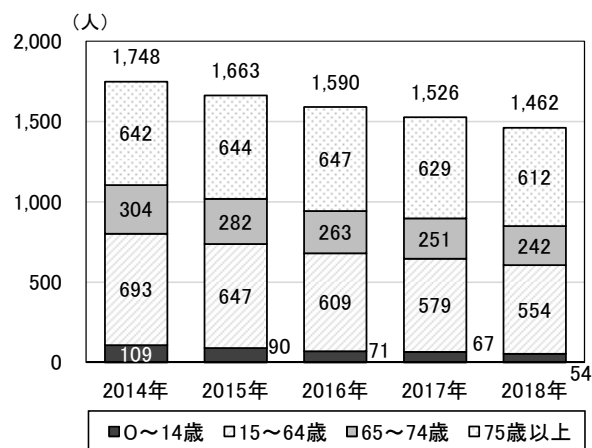


◆面河地区 年齢区分別人口割合の推移

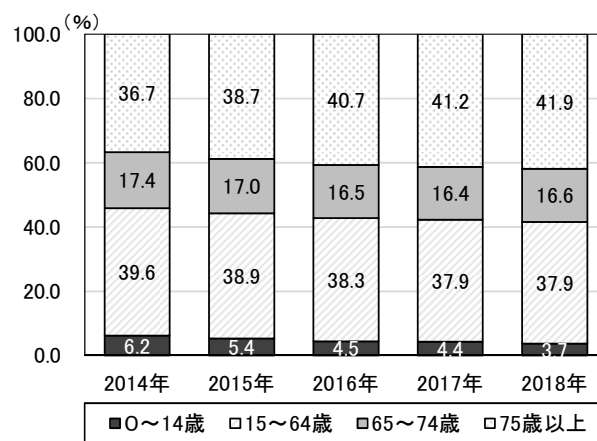


資料：【国】住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

◆美川地区 年齢区分別人口の推移

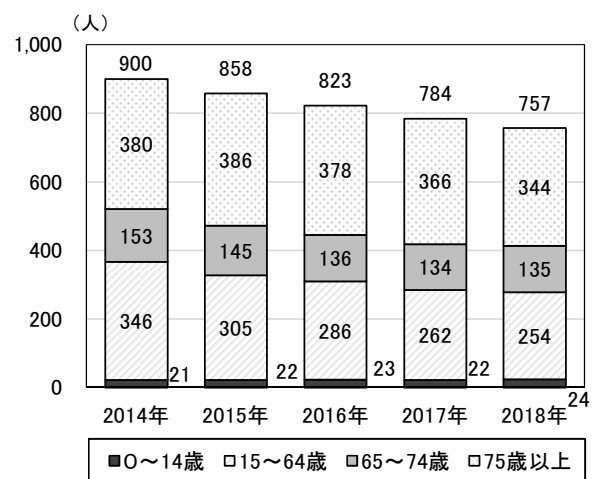


◆美川地区 年齢区分別人口割合の推移

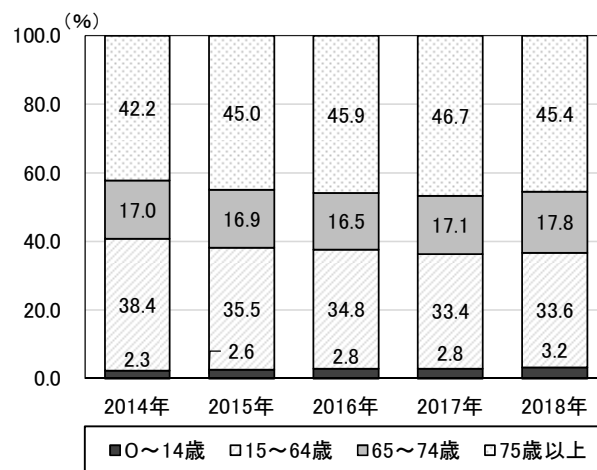


資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日）

◆柳谷地区 年齢区分別人口の推移



◆柳谷地区 年齢区分別人口割合の推移



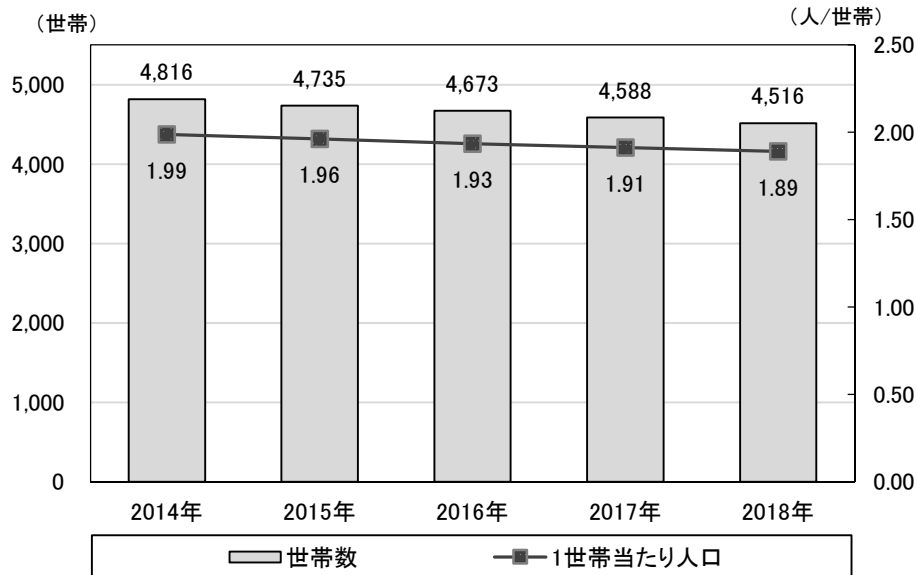
資料：【国】住民基本台帳（各年1月1日）

2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

世帯数、1世帯当たり人口ともに減少しており、2018（平成30）年には世帯数が4,516世帯、1世帯当たり人口が1.89人となっています。

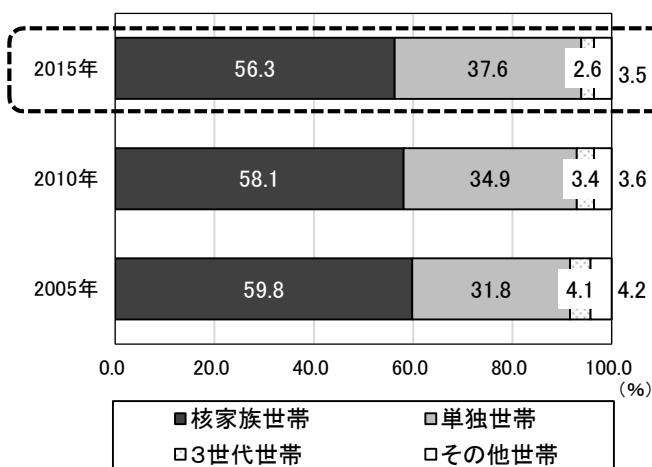
◆世帯数と1世帯当たり人口の推移



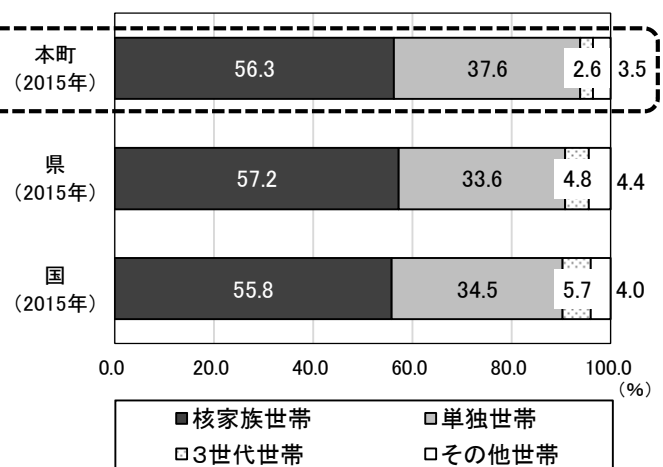
(2) 世帯類型比率の推移と比較（国・県）

本町の世帯類型比率の推移をみると、単独世帯割合が上昇する一方で、3世代世帯割合が低下しています。国や県と比較すると、核家族世帯割合は県より低くなっていますが、単独世帯割合が県及び国より高くなっています。

◆世帯類型比率の推移（本町）



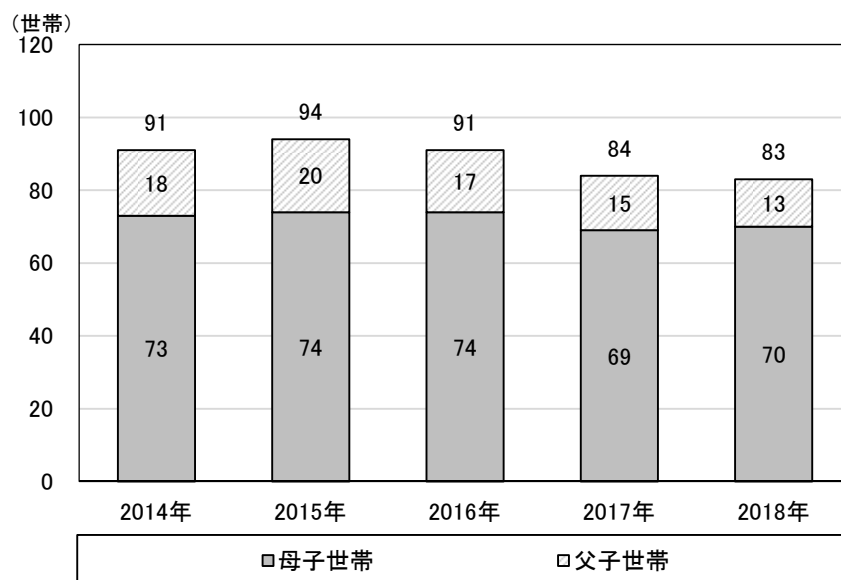
◆世帯類型比率の比較（国・県）



(3) ひとり親世帯数の推移

近年では、2015（平成 27）年の 94 世帯をピークに以降減少しており、2018（平成 30）年では、母子世帯が 70 世帯、父子世帯が 13 世帯の合計 83 世帯となっています。

◆ひとり親世帯数の推移



※同居家族がいる世帯も含む。

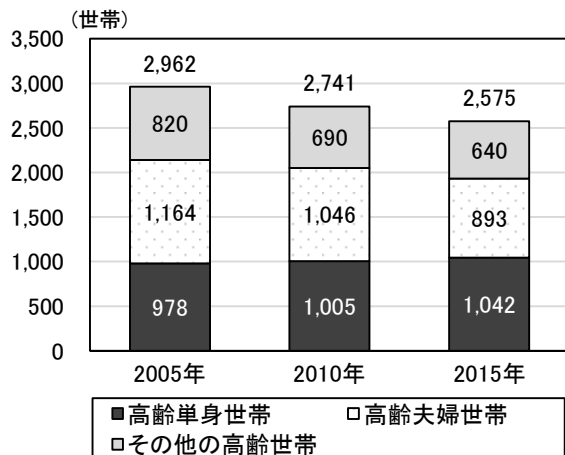
資料：久万高原町

3. 高齢者の状況

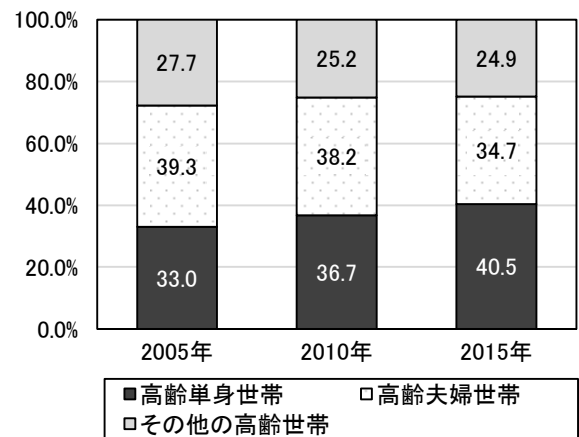
(1) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯の総数は減少していますが、状況別にみると、高齢単身世帯は増加しており、2015（平成 27）年には 1,042 世帯となっています。また、状況別割合をみると、2015（平成 27）年には高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の合計が 75.2%となっています。

◆高齢者世帯数の推移



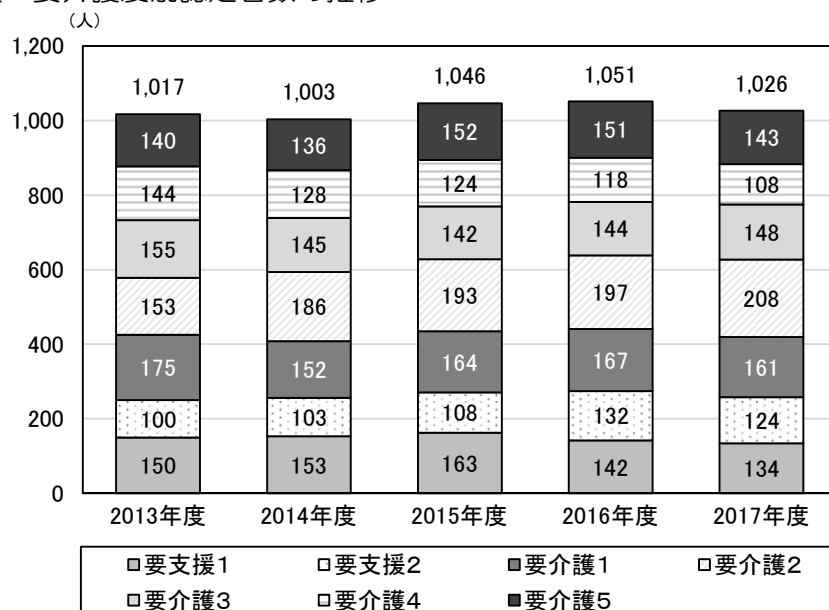
◆高齢者世帯の状況別割合の推移



(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者の総数は、年度によって微増微減がありますが、2016（平成 28）年度は若干増加し、1,051 人となっています。また、要介護 2 において増加傾向となっており、2017（平成 29）年度は 2013（平成 25）年度より 55 人増加し、208 人となっています。

◆要支援・要介護度別認定者数の推移



4. 障がいのある人の状況

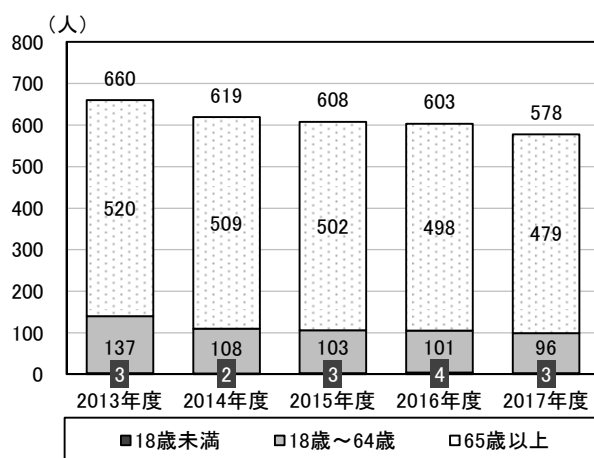
(1) 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を年齢別にみると、2017（平成 29）年度では 18 歳未満が 3 人、18 歳～64 歳が 96 人となっており、全体の約 8 割が 65 歳以上となっています。

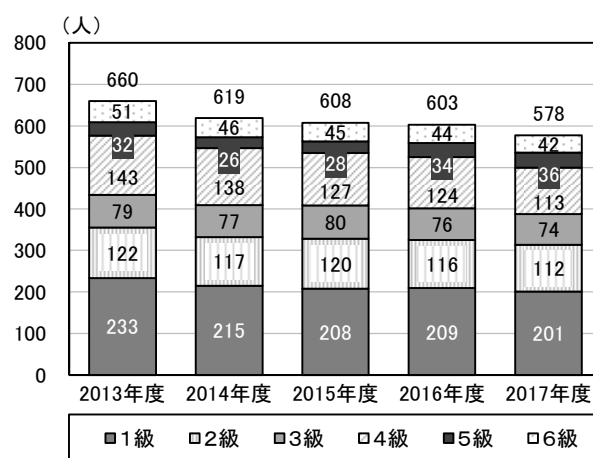
また、程度別にみると、1 級がもっとも多く、1 級、2 級の重度が半数以上となっています。

種別にみると、肢体不自由がもっとも多く、全体の 5 割以上を占めています。

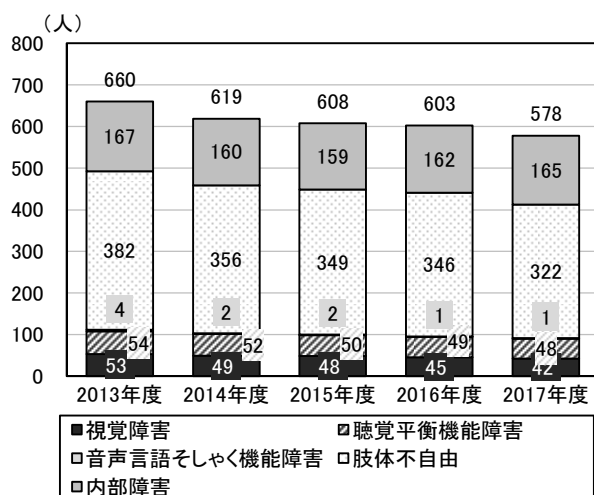
◆年齢別身体障害者手帳交付者数の推移



◆程度別身体障害者手帳交付者数の推移



◆障害種別身体障害者手帳交付者数の推移

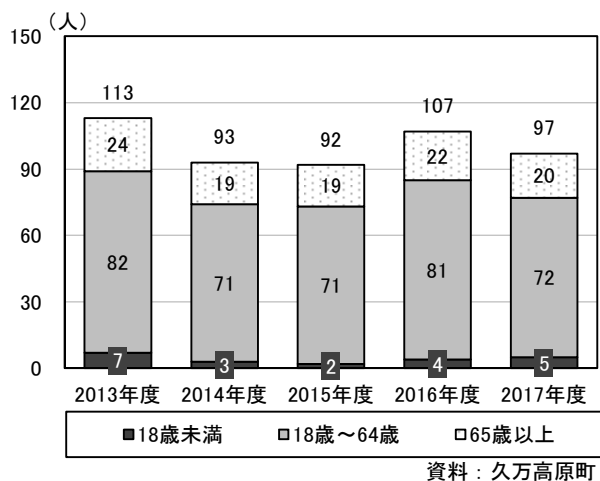


(2) 療育手帳交付者数の推移

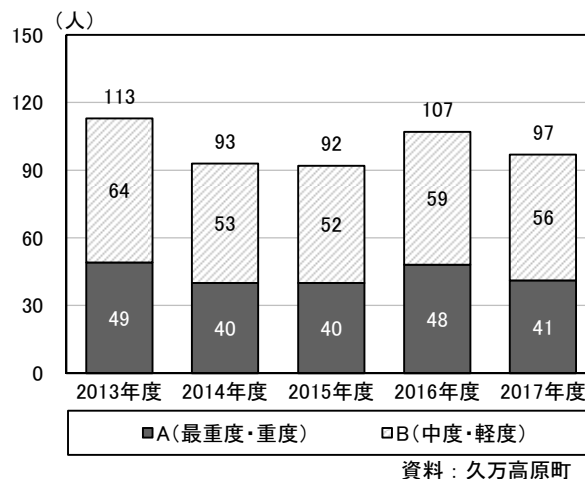
療育手帳所持者数の推移を年齢別にみると、年度によって増減はありますが、2017（平成29）年度では18歳未満が5人、18歳～64歳が72人、65歳以上が20人となっています。

また、程度別にみると、2017（平成29）年度ではA（最重度・重度）が41人、B（中度・軽度）が56人となっています。

◆年齢別療育手帳交付者数の推移



◆程度別療育手帳交付者数の推移

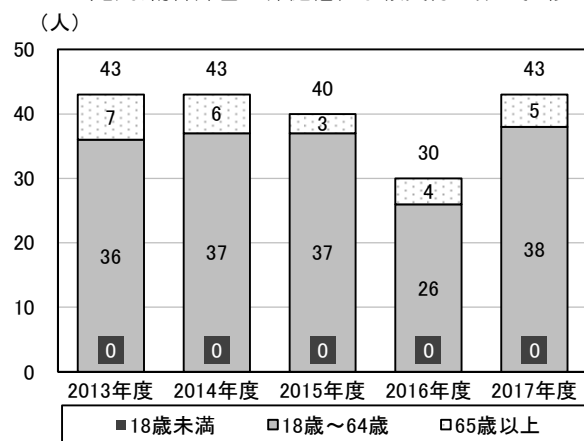


(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

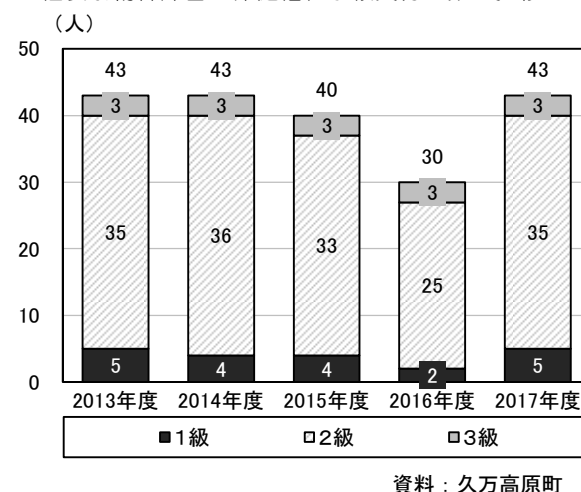
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を年齢別にみると、18歳未満は0人で推移しており、18歳～64歳では2016（平成28）年度に減少し、2017（平成29）年度に再び増加しています。65歳以上では2015（平成27）年度に減少し、2016（平成28）年度以降は増加傾向にあります。

また、程度別にみると、2級がもっとも多く全体の約8割を占めています。

◆年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



◆程度別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



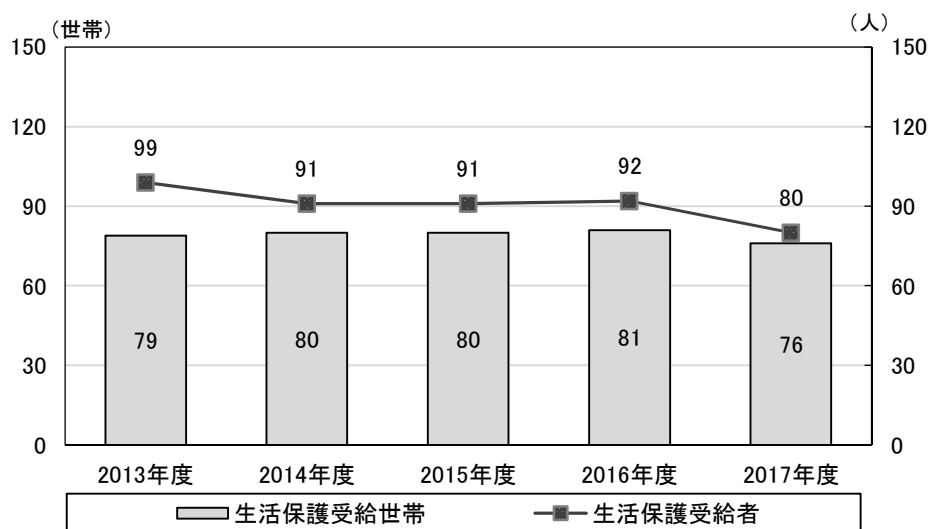
5. 支援を要する人の状況

(1) 生活保護世帯の推移

生活保護受給世帯数は 80 世帯前後で推移しています。

また、生活保護受給者数は減少傾向にあり、2017（平成 29）年度には 80 人となっています。

◆生活保護受給世帯及び人数の推移



資料：久万高原町

(2) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度利用支援事業の利用状況について、地域包括支援センターを通じた利用者が毎年度十数人程度いますが、町長申立件数には年度によりばらつきがあります。

◆成年後見制度利用件数の推移

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
申立件数（障害）	0	0	1	1	0
助成件数（障害）	0	0	1	2	2
申立件数（高齢）	3	0	2	5	1
助成件数（高齢）	14	13	12	14	13
申立件数（合計）	3	0	3	6	1
助成件数（合計）	14	13	13	16	15

資料：久万高原町

(3) 虐待相談等の状況

虐待相談について、各種虐待相談件数ともに減少傾向にあり、高齢者に関する相談が障がい者や児童、DVに比べて多くなっています。

また、認定件数は2017（平成29）年度では、高齢者虐待で1件、児童虐待で1件となっています。

◆各種虐待相談及び認定件数の推移 ※（ ）内の数字は認定件数

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
高齢者虐待相談件数	11 (2)	7 (1)	7 (2)	2 (0)	4 (1)
障がい者虐待相談件数	3 (3)	6 (3)	2 (1)	1 (1)	0 (0)
児童虐待相談件数	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (1)
DV 相談件数	0 (0)	5 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)

資料：久万高原町

第2節 アンケート調査結果

1. アンケート調査

(1) 調査の目的

無作為抽出した住民 2,000 人を対象に、アンケートを通じて「地域福祉」に対する住民の考えや意見をうかがい、計画策定の貴重な資料とさせていただくために実施いたしました。

(2) 調査概要

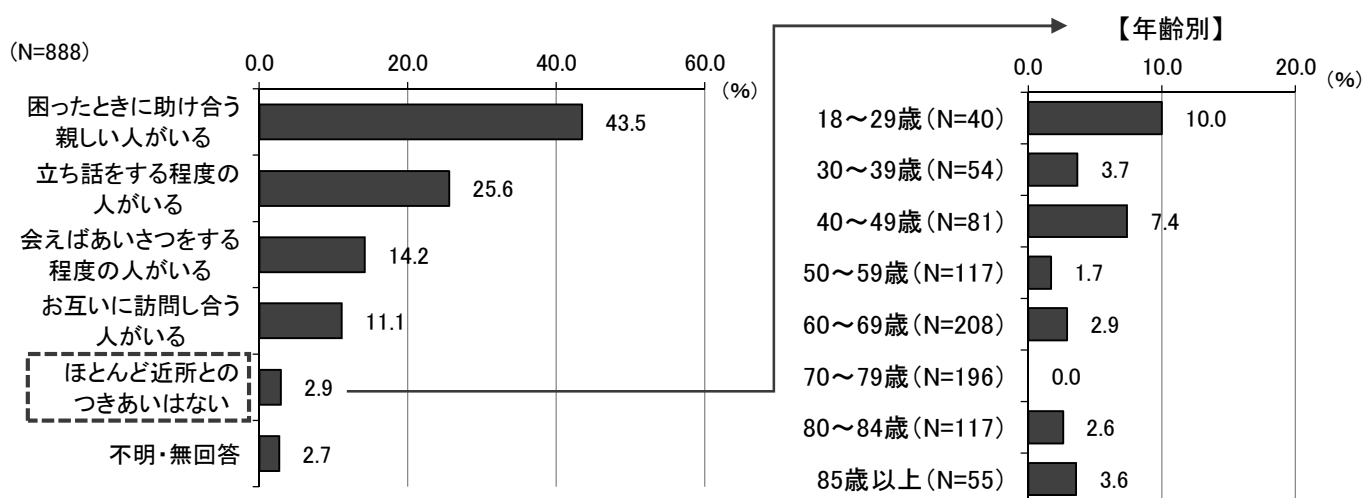
- ◆調査対象者：無作為抽出した 18 歳以上～90 歳までの住民 2,000 人
- ◆調査期間：平成 30 年 9 月 14 日（金）～平成 30 年 9 月 28 日（金）
- ◆調査方法：郵送による配付・回収

調 査 票	調査対象件数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
18 歳以上～90 歳までの住民	2,000 件	888 件	44.4%

(3) 主な調査結果

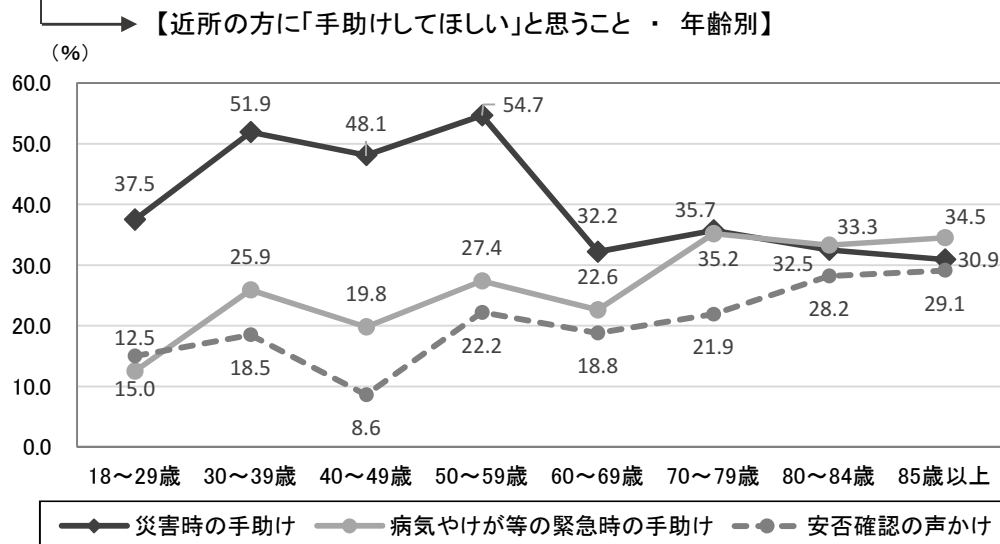
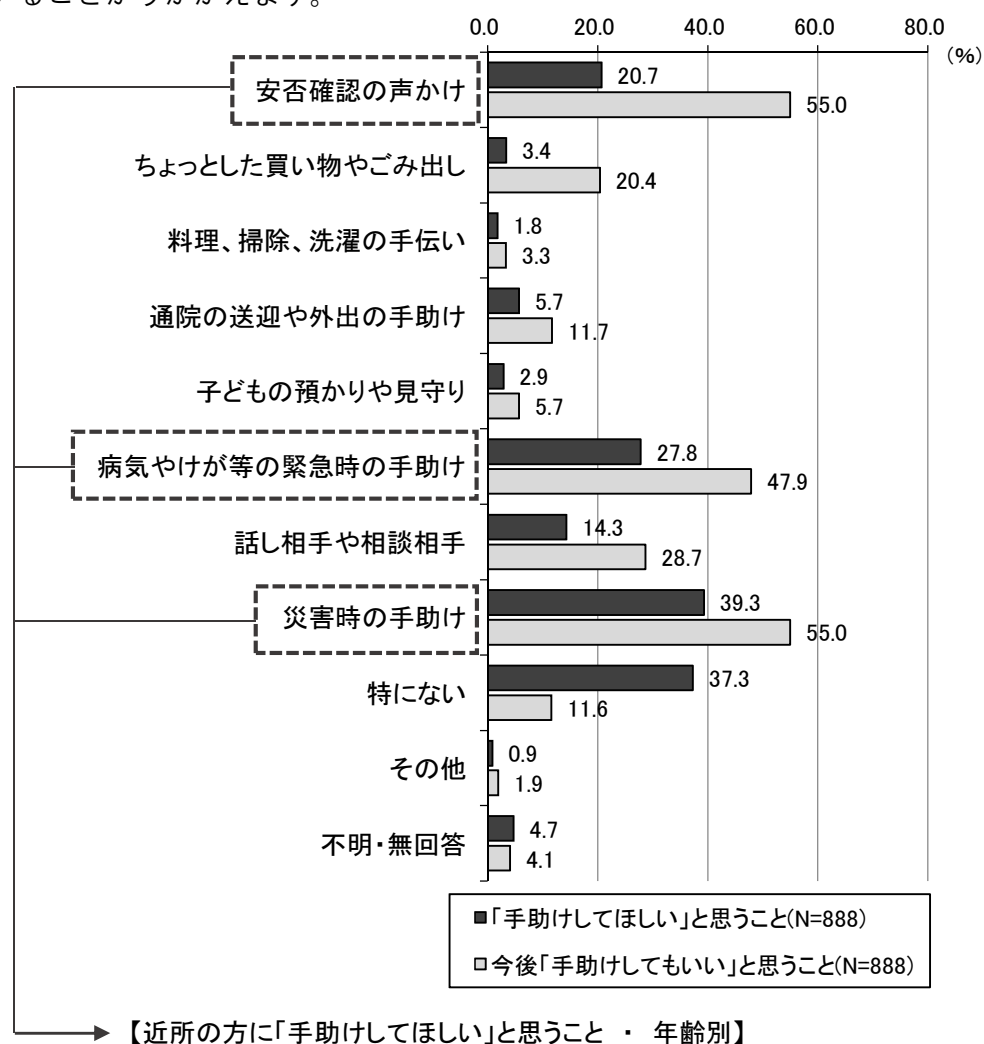
◆近所関係

- ・ 8 割の人が近所と助け合いや立ち話、訪問をする関係があると回答しています。
- ・ つきあいがない人は 2.9%とわずかですが、18～29 歳、40～49 歳で割合がやや高くなっています。



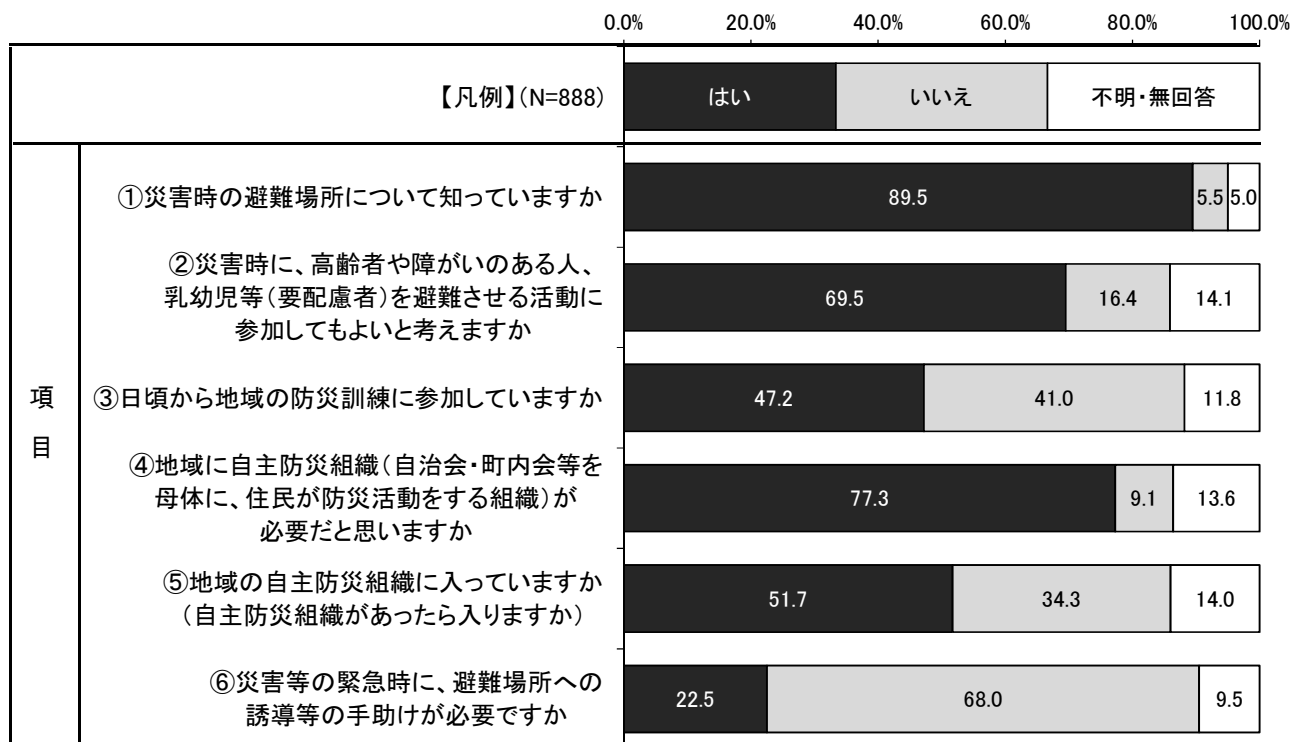
- ◆近所の方に「手助けしてほしい」と思うこと
- ◆近所の方を「手助けしてもいい」と思うこと

- ・「手助けしてほしい」こととして、災害時や緊急時、安否確認の支援を求める割合が高く、これらは多くの人が「手助けしてもいい」と回答しています。
- ・「手助けしてほしい」ことについて、上位3位を年齢別にみると、災害時の手助けは18～59歳でやや割合が高く、子育て世帯や介護が必要な人がいる世帯で支援が求められていることがうかがえます。



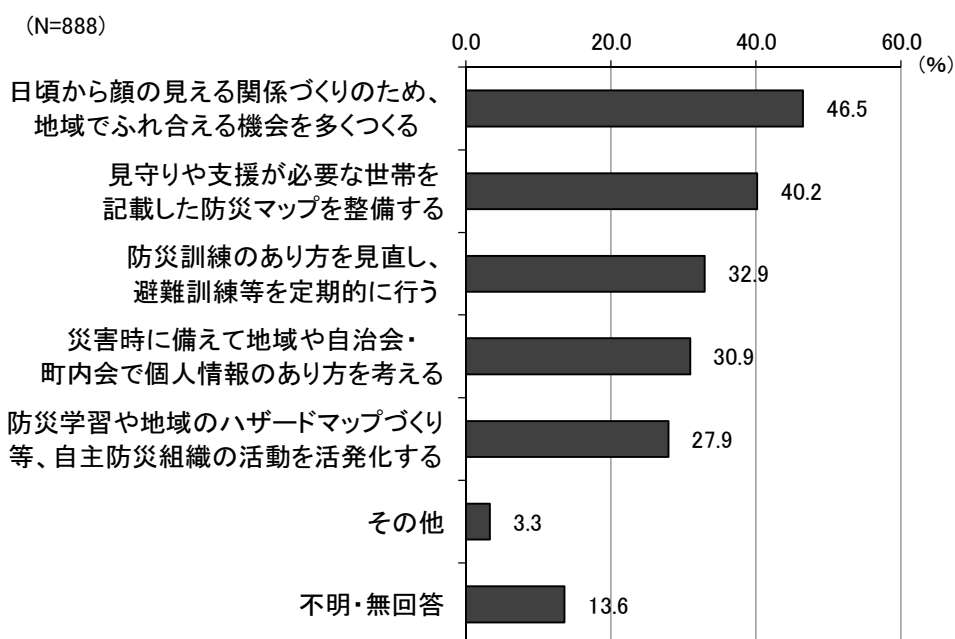
◆防災に対する取組、災害等の緊急時の対応

- ・災害時の支援が必要な人の避難活動（②）への参加や、自主防災組織の必要性（④）を多くの人が肯定的に捉えているのに対し、実際の防災訓練（③）や自主防災組織（⑤）への参加は半数程度にとどまっています。



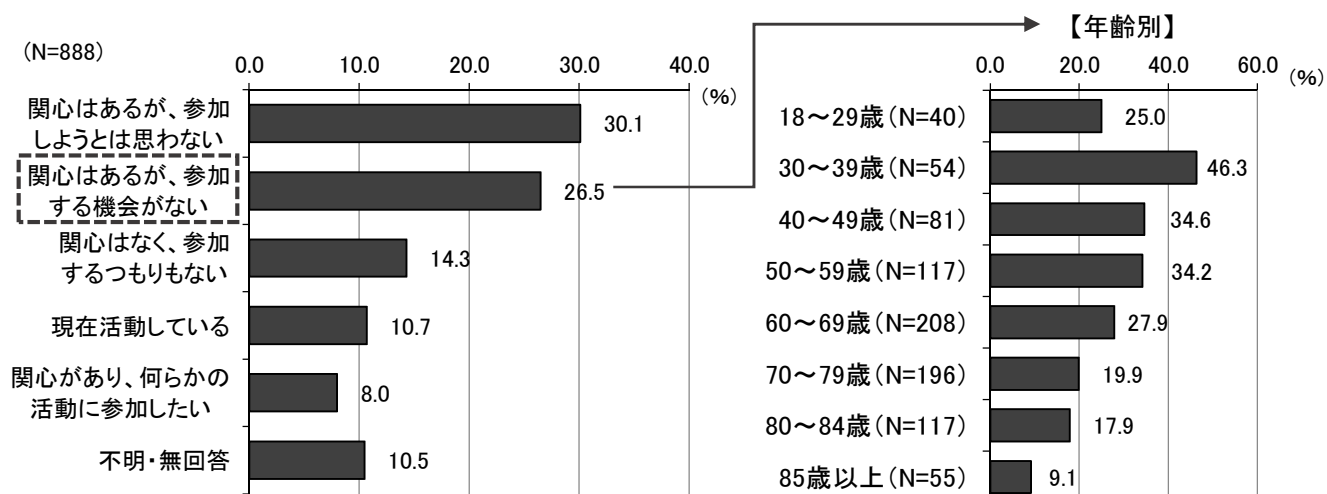
◆大規模災害の備えとして、地域で取り組めること

- ・顔の見える関係づくりといった日頃からの取組が上位となっています。



◆福祉分野のボランティア活動への関心の有無

- ・ ボランティア活動に参加している人は約1割となっています。一方、関心があり参加の可能性がある人が3割以上となっています。そのうち参加する機会がない人は、30～39歳に多くなっています。
- ・ 参加意向のある人の活動分野（活動希望分野）は、多くの年代で行事やレクリエーション活動支援となっており、経験や趣味を活かした行事等への参加が期待できます。また、参加する機会がないとの割合が高かった30～39歳では、子育て支援への参加意向が高くなっています。

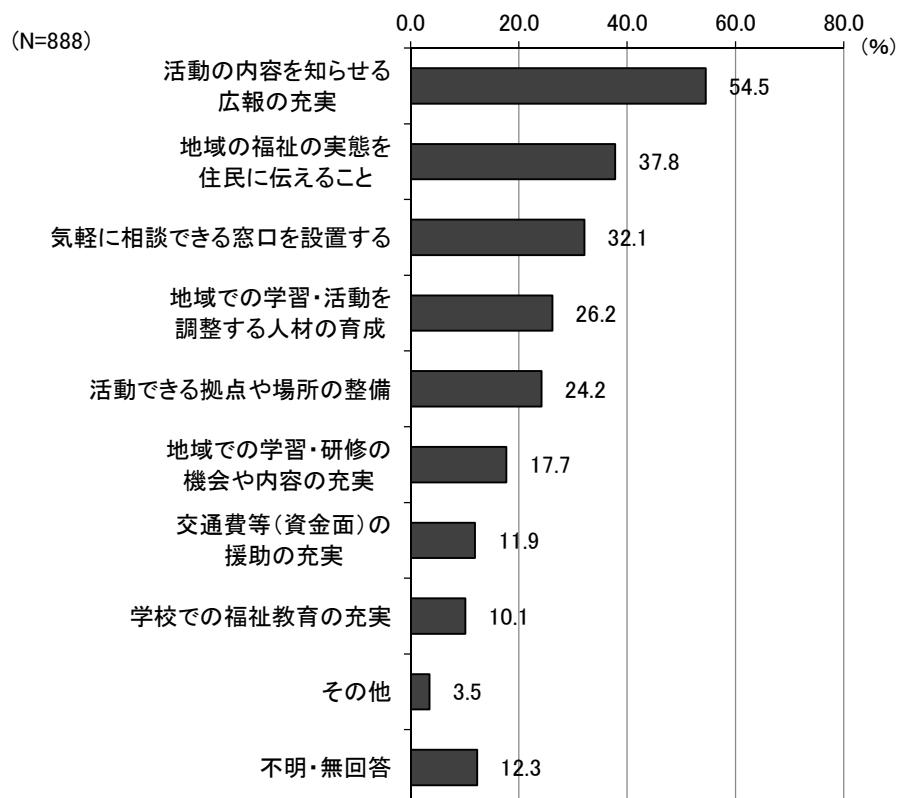


【「参加している」また「参加してみたい」分野の活動団体・グループ(各年齢の1位)】

年齢別	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～84歳	85歳以上
項目	行事やレクリエーション活動支援	子育て支援	行事やレクリエーション活動支援	行事やレクリエーション活動支援	行事やレクリエーション活動支援	行事やレクリエーション活動支援	健康づくり	健康づくり
(%)	50.0%	44.8%	51.2%	58.7%	52.5%	50.6%	42.2%	53.3%

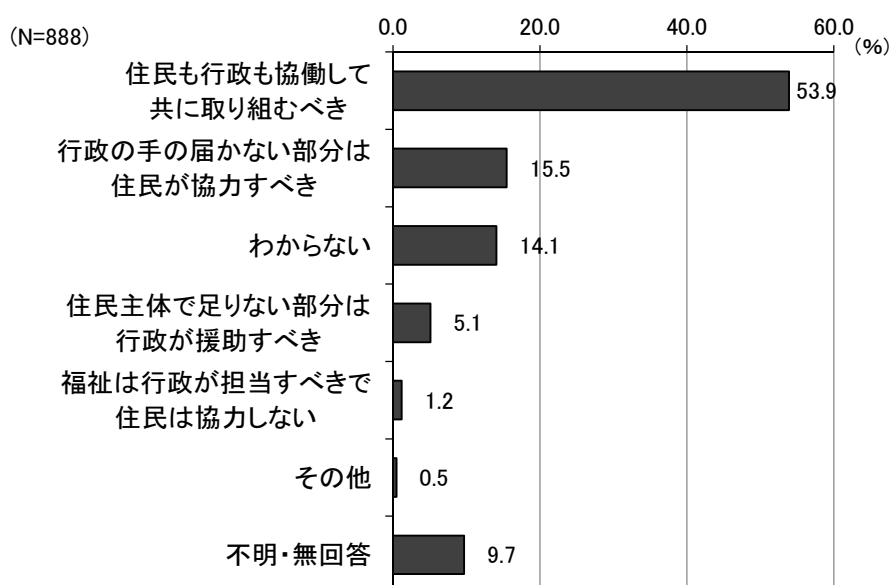
◆ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと

- ・ 活動内容や地域の実態等の発信が重要と捉えられています。



◆福祉を充実させるため、行政と地域住民の関係について

- ・ 半数以上の人々が住民も行政も協働して共に取り組むべきと回答しています。



第3節 団体アンケート調査結果

1. 団体アンケート調査

(1) 調査の目的

各福祉関係団体が実施している活動の状況や今後の方向性をお聞きし、計画づくりの貴重な資料とさせていただくために団体アンケート調査を実施しました。

(2) 調査概要

- ◆調査対象者：町内で地域福祉に関する活動を行っている団体
- ◆調査期間：平成30年9月14日（金）～平成30年9月28日（金）
- ◆調査方法：郵送及び持参による配布・回収

(3) 配布・回収結果

◆配布・回収結果

調 査 票	調査対象件数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
団体調査	56 件	36 件	64.3%

(4) 主な調査結果

◆活動の中での地域の課題

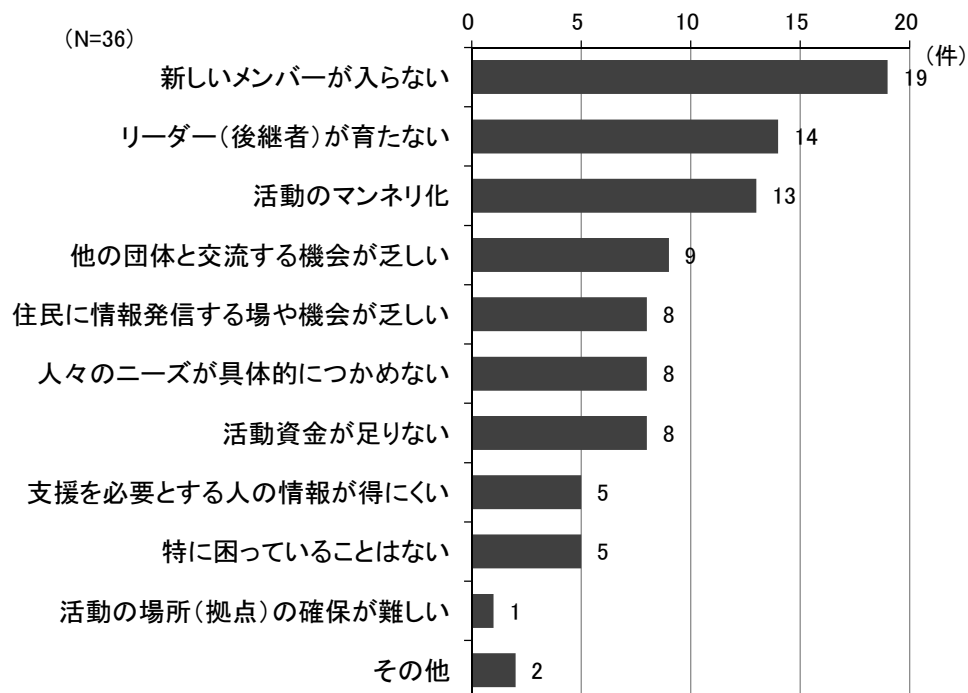
- ・ 地域の人々から直接話を聞く機会がない
- ・ 若者が少ない地域では、力仕事等を行える人材が不足している
- ・ 活動に参加できる人が重複しているため、一人ひとりの参加に差ができてしまう
- ・ 障がいのある人が親の高齢化による将来への不安
- ・ 近所の目や噂が気になって、介護保険サービスを利用したくてもできない人もいる
- ・ 産後等、子育て世帯が利用できるサポートがほしい。（産後の家事、買い物代行、幼稚園のお迎え代行等）
- ・ 独居の方でご飯は炊けるが、おかずを誰か頼める人がいれば助かる

◆他団体と協力したいこと

- ・ 福祉制度のこと等、家族では説明もできないようなことを協力してほしい
- ・ 自主防災組織の取組の見直し
- ・ 高齢者福祉の目標に対して施設にできる事は何かを知りたい
- ・ 関係機関との調整を取りながら、情報を共有し連携を図り、その上でのサポートをお願いしたい
- ・ 地区のボランティアや民生委員の方に協力してほしい

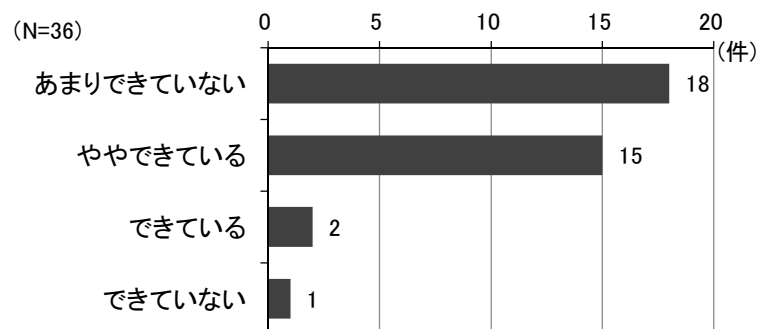
◆地域活動を行う上での困りごと

- ・新しいメンバーの加入や後継者等、人材に関することが上位にあがっています。



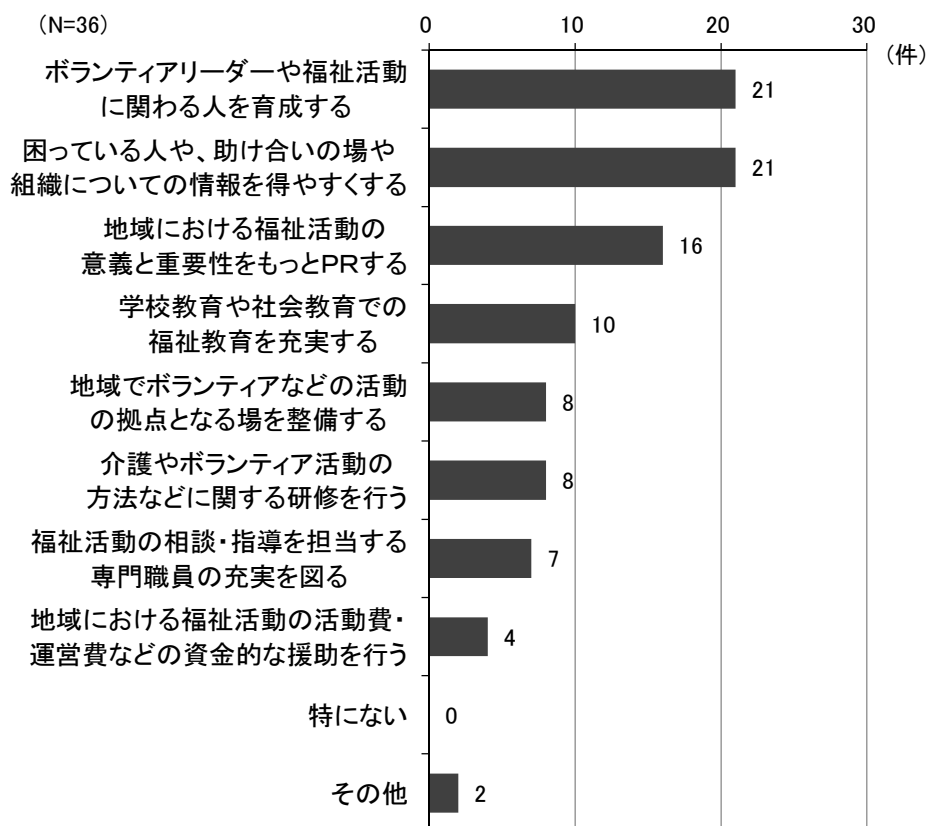
◆コミュニティ活動や地域の課題等、地域で情報共有の仕組みができているか

- ・半数以上の団体が地域における情報共有の不足を感じています。



◆地域で助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと

- ・活動に関わる人の育成、活動や組織の情報共有の重要性が高くなっています。



第4節 地区の状況

1. 地区座談会

(1) 地区座談会の目的

地域福祉解決のために地区や地域において、各地区の福祉課題を把握し、自分たちにできることについて語り合い、共有していただく機会として、地区座談会を実施しました。

(2) 地区座談会のプロセス

地区座談会には町内に在住・在勤する住民を中心に参加いただき実施しました。

実施手法については、「語り合い」を中心とした「ワールド・カフェ」方式と呼ばれる手法を用いて実施しました。

◆地区座談会の開催概要

地区	実施日時	実施会場	参加人数
久万地区	平成30年8月27日（月） 19:00～20:30	久万高原町役場 本庁2階（大会議室）	17名
美川地区	平成30年8月28日（火） 19:00～20:30	久万高原町役場 美川支所横 農村環境改善センター 2階（視聴覚室）	16名
柳谷地区	平成30年8月31日（金） 19:30～21:00	創造の館こかげ 3階（大ホール）	11名

<参加者の年齢構成>

単位：人	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
久万地区	2	3	4	1	1	5	1	17
美川地区	0	4	2	3	3	3	1	16
柳谷地区	0	2	2	3	2	2	0	11

「ワールド・カフェ」とは

「知識や知恵は、管理されがちな会議室で生まれるのではなく、人々がオープンに会話を行い、自由にネットワークを築くことのできる“カフェのような空間”でこそ創発される」という考え方に基づいた、話し合いの方法の一種です。



(3) 地区座談会の全体像

◆地区座談会テーマ「“我が地区”の未来(あした)のために！」

～座談会の流れ～

- ①参加者は4名ずつテーブルに分かれて、「地区の現状・福祉課題」から、「地区の地域福祉推進に大切（必要）なもの」や「課題解決のために地域でできること」等をテーマに語り合っていました。また、途中で席替えを行うことで、語り合うメンバーを入れ替えながら、参加者同士で情報や意見の共有を行いました。
- ②今回の語り合いの中で出された意見をもとに「できること！カード」を作成いただき、参加者の意見を取りまとめました。カードには、「地区の未来のための支え合いには何が大切か」と「そのために地域でできること」について書いていただきました。
- ③最後にギャラリーウォークを行い「できること！カード」の内容を共有しました。

<地区座談会の様子>



(4) 地区座談会のまとめ

◆久万地区

- ・ 近くの人を知ることを知る。見まわりも必要である。ちょっとした事の助け合い
- ・ 町外への情報発信 町内へのポスターを使って、もっと祭り等何があるかを伝える
- ・ サロン活動、老人クラブ活動等 何でもいいから出かけられる場所づくり
- ・ 今あるつながりを次の世代に受け継いでいく
- ・ 地域のイベントに参加する。あいさつや顔を会わせる場を増やす
- ・ 人が集まり、話し合う場所の提供
- ・ 情報の共有
- ・ いろいろな年代向けの話し合いをすることで、いろいろな意見が聞ける
- ・ 世代間の交流
- ・ 自治会の回数をふやす

◆美川地区

- ・ 毎月等定期的に必ず集まる場「座談会」でもよいので開く
- ・ 少人数でできる軽スポーツ・カラオケ・お茶会・飲み会 どれか参加できることを広域で考える
- ・ 先ずは許される範囲で戸別に訪問して一人でも二人でも集まる場所づくり
- ・ 地域広報誌
- ・ 地域の伝統等を伝えたり、交流の場を作る
- ・ 地域同士の交流を強化して、災害時等の近所づきあいを深めることで、近所が近助に
- ・ 集まりやすい施設の雰囲気作り。サロンの活用。カラオケ等 娯楽の場情報発信
- ・ 学校と地域の連携
- ・ 若者の働く場所の確保、誘致
- ・ 移動手段の確保。連絡体制を作る

◆柳谷地区

- ・ デマンドタクシー等、町交通協議会等で、検討してもらう
- ・ 交通手段が限られるため、乗り合い等 協力し助け合いをする
- ・ 移住者への仕事を確保（職場作り）
- ・ インターネットによる、情報提供
- ・ 体育活動は行っているが文化的活動が少ないため、地域の文化活動の充実
- ・ 住宅の整備
- ・ 日頃から、誰かとつながりを持つ。まずは、気軽に声を掛け合う
- ・ 行政任せではなく、自主的な取組、実施
- ・ 自治会を合併するなどして、新たなまとまりで広域的に取り組む必要がある
- ・ 資格の補助

2. 面河地区ヒアリング

(1) ヒアリングの目的

面河地区では、「面河地区地域運営協議会」が2018（平成30）年に設立され、住民による地域振興のための取組が実施されています。協議会の活動において、ワークショップ等も多数実施されていることから、「面河地区地域運営協議会」に対して、地区の現状や課題、今後の展望をうかがうためヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリングのプロセス

ヒアリングは、事前にヒアリングシートを「面河地区地域運営協議会」に記入いただき、その内容をもとに、「面河地区地域運営協議会」の代表に実施しました。

◆ヒアリング実施概要

地区	実施日時	実施会場
面河地区	平成30年8月31日（金） 15:00～16:00	久万高原町役場 面河支所

(3) ヒアリングのまとめ

◆地区の現状について

- ・8月末時点の地区人口は542名、高齢化率は54.6%
- ・著しい少子高齢化により、各自治会においても、人口（特に若者の）減少によって限界集落も出てきている。子どもの進学に合わせて、家族も引っ越してしまうこともある
- ・お年寄りだけの世帯等、通院や買い物が困難な方がいる

◆現在の取組について

- ・月1回開催の理事会にて、各部会からの報告を行い、情報共有を図っている
- ・理事会の中に、役場の支所長、社会福祉協議会の支所長、公民館館長に入ってもらっており、それぞれの分野における連携・協働は図れている
- ・広報紙、面河自治新聞の発行、SNSにて各イベント情報等の発信を行っている
- ・住民が住民を支えるサロン活動と訪問活動を実施している

◆課題や今後の展望について

- ・色々な活動の参加者が固定化しつつある。活動の協力者を増やしていくことが課題
- ・地域のニーズを把握し、「面河独自の見守りサービス」の仕組みづくりを検討していく
- ・住民主体型サービスにおいて、住民のニーズが高いが、取り組むことができないサービス（草刈り、犬の預かり、雪かき等）について、「面河独自のサービス」の仕組みづくりを検討していく。町としても、訪問サービスの中でそれらのニーズに対応できるように町独自のサービス事業の仕組みづくりを検討してほしい
- ・福祉部会の預かり保育について、幼稚園の預かり保育の実態を確認し、保護者からのニーズのある学童保育についても検討していく

第5節 地域福祉にかかる課題と必要な取組

本町は愛媛県下で最も人口が減少し、高齢化が進んだ自治体であり、2025年には高齢化率が5割を超えることが予想されています。住民の抱える不安は様々ですが、高齢化にともない、「家族や自身の健康」に不安を感じ、支援の充実を望む声が多くなっています。また、福祉のまちづくりとして「要介護状態になっても安心して暮らせるまち」「地域でお互いに助け合いができるまち」「生きがいを持って健康に生活できるまち」といった、地域における支え合い・助け合いを大切に、一人ひとりがいきいきと暮らすことのできるまちが望まれています。

地域における一人ひとりが社会において大切な存在であり、みんなが顔の見える関係をつくりあげていくことが大切です。特に、何らかの手助けや支援を必要としている方々が多く暮らしている中で、生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がいのある人」「子ども」といった「対象者」ではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりを持って、公的な福祉サービスを利用しながら、互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

しかし、今後、総人口の減少や高齢化が一層進むことから、地域福祉の一翼を担ってきた住民活動の停滞が懸念されています。

また、子育て不安の増大や高齢者のひとり暮らし世帯・高齢夫婦世帯、後期高齢者の増加にともなう福祉ニーズの増大等が予想されます。

こうした本町の状況と今後の課題を踏まえ、社会保障制度の安定とともに、身近で良質な相談体制づくり、関係機関の協力と連携による利用者本位の福祉サービスの共有体制の充実、住民を主体とした地域で支え合う仕組みの強化といった、すべての人が地域で暮らし続けられる環境づくりが求められます。

課題1. 地域での支え合い、地域活動への参加

○近所との関係について「困ったときに助け合う親しい人がいる」人が4割以上となっている一方で、青年層では中年・高齢層より「ほとんど近所とのつきあいはない」人の割合が高くなっています。また、青年層では福祉分野のボランティア活動への関心が比較的高く、今後の担い手としての参加が期待されます。

○地域の情報共有の仕組みについて、多くの団体が「できていない」と回答しています。地域で助けを必要とする人やボランティア、地域で活動している福祉団体、地域における福祉活動の情報等、福祉に関連する多様な情報が必要な人に行き届くよう、積極的な情報発信に努めるとともに、情報が共有できる体制の充実を図っていく必要があります。

○独居高齢者の見守り・声かけを行う見守り推進員の活動や認知症サポーター、介護支援ボランティア制度等を通じて、多くの方が支え合い活動を行っていますが、さらに多くの住民が福祉を身近に感じられるよう意識向上の取組が必要であり、教育、家庭、地域活動を通じた啓発が求められています。

○福祉教育、人権教育等、教育活動と地域の活動との連携を強化することで、子どもが積極的に地域の活動に参加できる機会を増やすことが重要です。地域の様々な人々との交流を通して、「地域への誇り」や「地域愛」の心を育むとともに、将来の地域活動を担う人材を育成するためにも、子どもが活動・活躍する取組を実施する必要があります。

課題２．多様化、複雑化する福祉課題への対応

- 福祉の担い手が不足する中で、支援ニーズの増加に対応していくためには、医療や介護、生活支援等、様々な分野の団体や関係機関、地域が連携できる全世代・全対象型の地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。また、福祉や医療を担う専門職の不足は、一朝一夕に解決できる課題ではないことから、専門職を補完する人材を地域ごとに育成していくことも重要です。
- 住民の中には、福祉サービスを利用したくてもできない、あるいは、困っていてもどうしたらよいかわからない人等、高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉等の制度の狭間にいる住民がいます。複数分野の困りごとを相談でき、状況に応じて専門家につないだり、必要な情報やサービスを提供したりすることができる身近な相談支援体制が必要です。
- 個別計画の対象とならない住民や、複数の課題を重層的に抱える世帯等を発見し、早い段階から支援につないでいく仕組みづくりが求められます。

課題３．住み慣れた地域で暮らしていくための支援や環境

- 地域の支え合いが機能し、生活課題への支援を受けることができても、日々の生活を支える福祉サービス・支援制度の充実がなければ安心して生活することは困難です。住民の誰もが安心して、生きがいを持って暮らすことのできる地域共生社会を確立するためにも、行政サービスだけではなく、地域住民や福祉サービス事業所との連携によるサービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があります。
- 住民が地域において安全に安心して生活を営むには、地震等の災害発生時の避難や緊急時の対応等について、自力での避難が困難な方の不安を取り除くことや、いざというときの連絡体制を構築することが必要です。また、青年層でも「災害時の手助け」を望む割合は高く、訓練や協議の場への多様な世代の参加が重要です。
- 高齢化、過疎化が進むとともに、広大な町域を有する本町では、車の利用ができないと移動が不便な地域があります。移動の不便さにとまなう生活のしづらさを軽減するため、宅配サービスや移動販売を継続して実施するとともに、面河地区での地域住民による地域輸送の社会実験を他の地区にも拡大するなど、それぞれの地区の実情に応じた、新たな移動支援の取組を実践していく必要があります。

第 3 章 計画の基本事項

第 1 節 計画の基本理念

本町の地域福祉の現状をみると、少子高齢化が進行する中で、地域や地域活動に関心があり、人と人とのつながりの重要性を感じている住民が多くなっています。

一方で、地域や暮らしの中で生じる福祉課題は、複雑かつ多様化しており、担い手の確保、地域活動の活性化、安全安心に向けた地域活動、関係団体をはじめ、多くの主体による地域福祉への参画、連携強化が重要となっています。

そこで、住民、地域活動団体と行政、関係機関が地域福祉を推進するための共通の基本理念として、「ひと・まち・暮らしがつながり、輝く 久万高原」を掲げます。

人と人がつながりを深め、地域やまち全体の一体感のある取組を進め、一人ひとりが社会から孤立することなく、支え合い、ふれあうことができるまちを築いていきます。また、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

【基本理念】

ひと・まち・暮らしがつながり、輝く 久万高原



第2節 計画の基本目標

基本目標1．一人ひとりが支え合う地域づくり

世代を問わず地域に暮らす人と人のつながりを強めることが、地域福祉の推進を図る上で重要となります。地域が一体となって、自分自身のこととして、それぞれの地域の福祉課題に取り組むことができるよう、地域福祉に対する理解を深め、地域活動に参加する意識を醸成するとともに、将来にわたり継続的に地域活動に取り組めるよう、活動の場や担い手となる人材を育み、住民同士がともに支え合い、助け合う関係づくりを目指します。

基本目標2．まちの協働・連携を推進する仕組みづくり

自治会や民生児童委員等の活動、ボランティア活動、事業所の社会貢献活動等は地域福祉の活動が行われる上で重要な役割を担っています。住民や地域が抱える福祉課題の内容や段階に応じて対応ができる体制の構築に向けて、地域福祉を担う活動や団体、担い手とともに、公的な制度では対応できない困りごとや複合的な課題、いざというときに求められる支援等、複雑化、多様化する福祉課題に対応するつながりを育み、協働・連携する仕組みづくりを目指します。

また、誰もが身近な地域で安心して福祉サービスや支援を受けられるよう、分野を横断して行政、関係団体が連携できる支援体制の構築に取り組めます。

基本目標3．暮らしを守り支える環境づくり

すべての住民が個人として尊重され、権利が守られるとともに、福祉サービスが必要となったときや困ったことに直面したときには、必要な福祉サービスや支援につながる情報が容易に得られ、気軽に相談ができるよう、サービスや支援の体制や提供基盤を整備するなど、自分らしく暮らすための支援環境づくりを目指します。

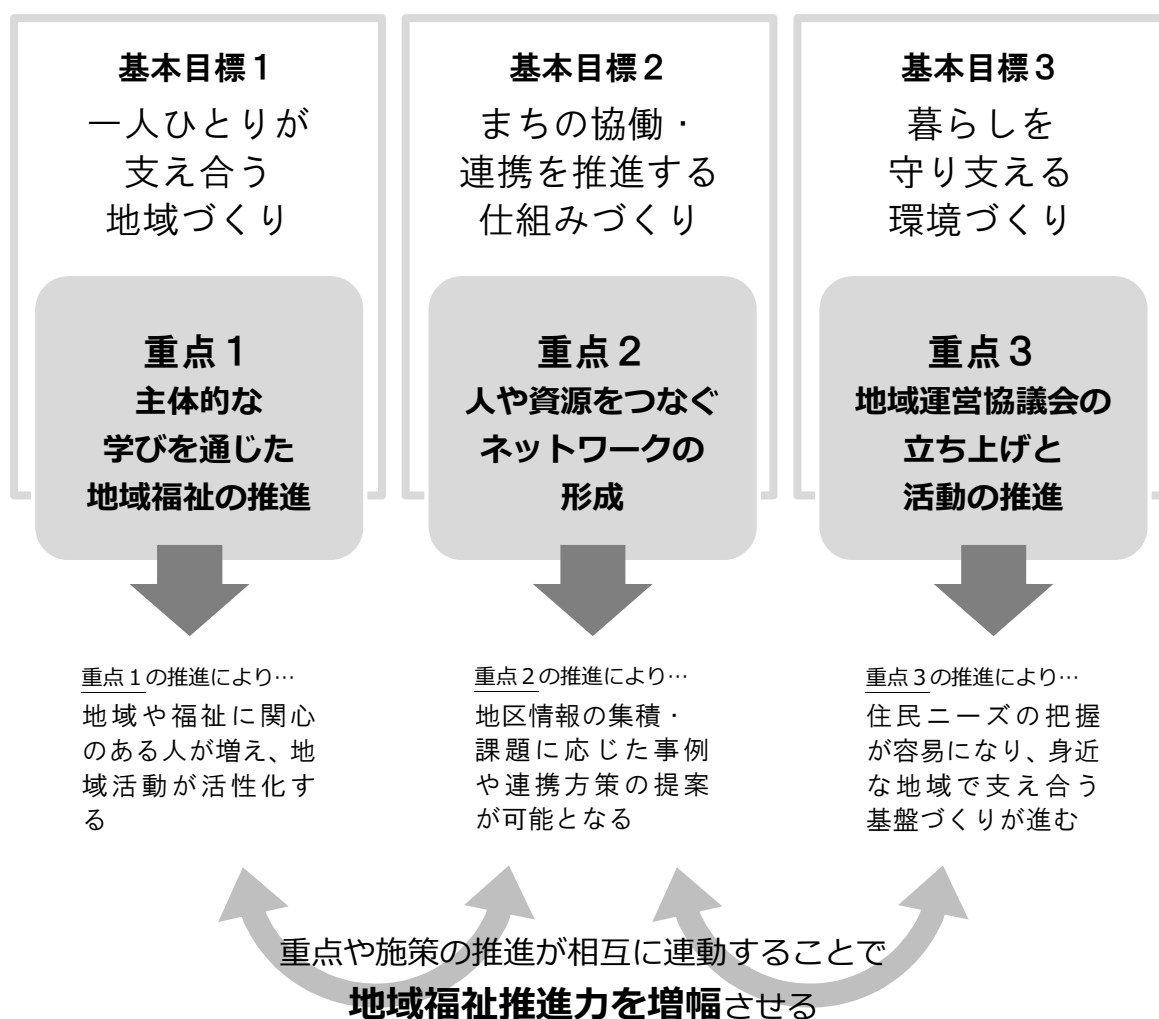
また、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住まいや交通、医療といった日常生活上の不安を解消することが必要です。そのため、地域における福祉環境の整備や防犯・防災活動等の充実を図り、これからも暮らし続けたい安全・安心の環境づくりを目指します。

第3節 重点的な取組

地域福祉を取り巻く課題や取組は、福祉のみならず、教育、都市計画、防災、医療、保健等、広範囲に関わるものです。基本理念や基本目標の推進に大きく寄与する取組や事業を明らかにすることで、継続的な実施と充実を図る必要があります。

本計画では、特に力を入れて取り組む以下の3つの事業を「重点的な取組」に位置づけます。

【重点的な取組と目標及び施策の連動イメージ】



1. 主体的な学びを通じた地域福祉の推進

子どもの頃から地域との関わりを持つことは、「地域への誇り」や「地域愛」の心を育て、大人になってからの地域との結びつきを強くすることにつながります。

社会教育や学校内外の教育・学習の中で、障がいや認知症、地域社会への参加、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供するなど、住民が主体的に学び、理解を深める取組を支援し、地域福祉を推進する人づくりを進めます。

2. 人や資源をつなぐネットワークの形成

地域課題を地域で解決していくためには、それぞれの地域にある資源（地域の取組、人、施設、制度、地域に根差した文化・慣習等）や団体の活動状況、県や国も含めた補助事業等についての情報を十分に把握することが重要です。

町や社会福祉協議会が中心となって、社会福祉施設等の地域資源、各種相談窓口、協力機関のネットワーク化を図るとともに、地区単位の人口や地域活動団体等、活動に有益な情報等を取りまとめた共有資料を作成するなど、地域住民や関係団体の連携・協働により、住民一人ひとりが地域資源を把握し、活用できる取組を支援します。

また、ボランティアや企業、NPO等の組織が、それぞれのもつ特性を活かして地域とつながり、互いの強みを活かした協働を図ることで、住民の要望を迅速に把握し、様々な対応を検討できる場づくりを進めます。

3. 地域運営協議会の立ち上げと活動の推進

過疎化が進行する中で、住民との協働のもと、地域の実情及び課題を把握し、対応を一緒に検討しながら、集落の維持・活性化を図るための組織である「地域運営協議会」を町内全域に広げていきます。

面河地区では、設立準備会や勉強会を通じて、部会に分かれて地域の問題への共通理解を深めながら、2018（平成 30）年に面河地区地域運営協議会が設立されました。また、柳谷地区でも、立ち上げが検討されており、久万地区、美川地区についても順次、地区の状況に応じて進められる予定となっています。

協議会の準備や運営にあたっては、設立の背景や必要性を十分に理解していただくため、町や社会福祉協議会、面河地区地域運営協議会委員等が講師となり勉強会を開催し、地域に関わる人や団体等の幅広い対象に参加を呼びかけ、機運を高めていきます。また、地域の実情に応じた組織体制とするため、町や社会福祉協議会等がコーディネーターとなり、課題や目的に応じた機関との連携を進めます。

第4節 施策体系

基本理念	基本目標	施策
ひと・まち・暮らしが つながり、 輝く 久万高原	一人ひとりが 支え合う 地域づくり	1. 地域や福祉にふれる機会の充実
		2. 地域福祉活動の活性化
		3. ニーズや情報の収集・発信
	まちの協働・ 連携を推進する 仕組みづくり	1. 地域福祉ネットワークの形成
		2. 地域包括支援体制の構築
	暮らしを 守り支える 環境づくり	1. 保健福祉サービス・生活支援の利用促進
		2. 個人の尊厳や虐待防止への取組
		3. 防犯・災害対策の推進
		4. 暮らしやすい福祉環境の整備

第5節 計画の推進体制

1. 地域福祉を推進する主体

(1) 住民や地域団体、ボランティア、NPO、事業所等の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員として互いに協力し合うことが大切です。また、住民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を持ち、同時に自ら隣近所とのあいさつから、助け合い・支え合い等の地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効性あるものにするためには、こうした住民をはじめボランティアやNPO、福祉関係団体、事業所等の様々な主体による自主的な取組と相互の連携による協働の取組が不可欠です。

(2) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等関係各課との連携強化を図り、行政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。さらに、地域福祉への住民参加の機会を拡充するとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

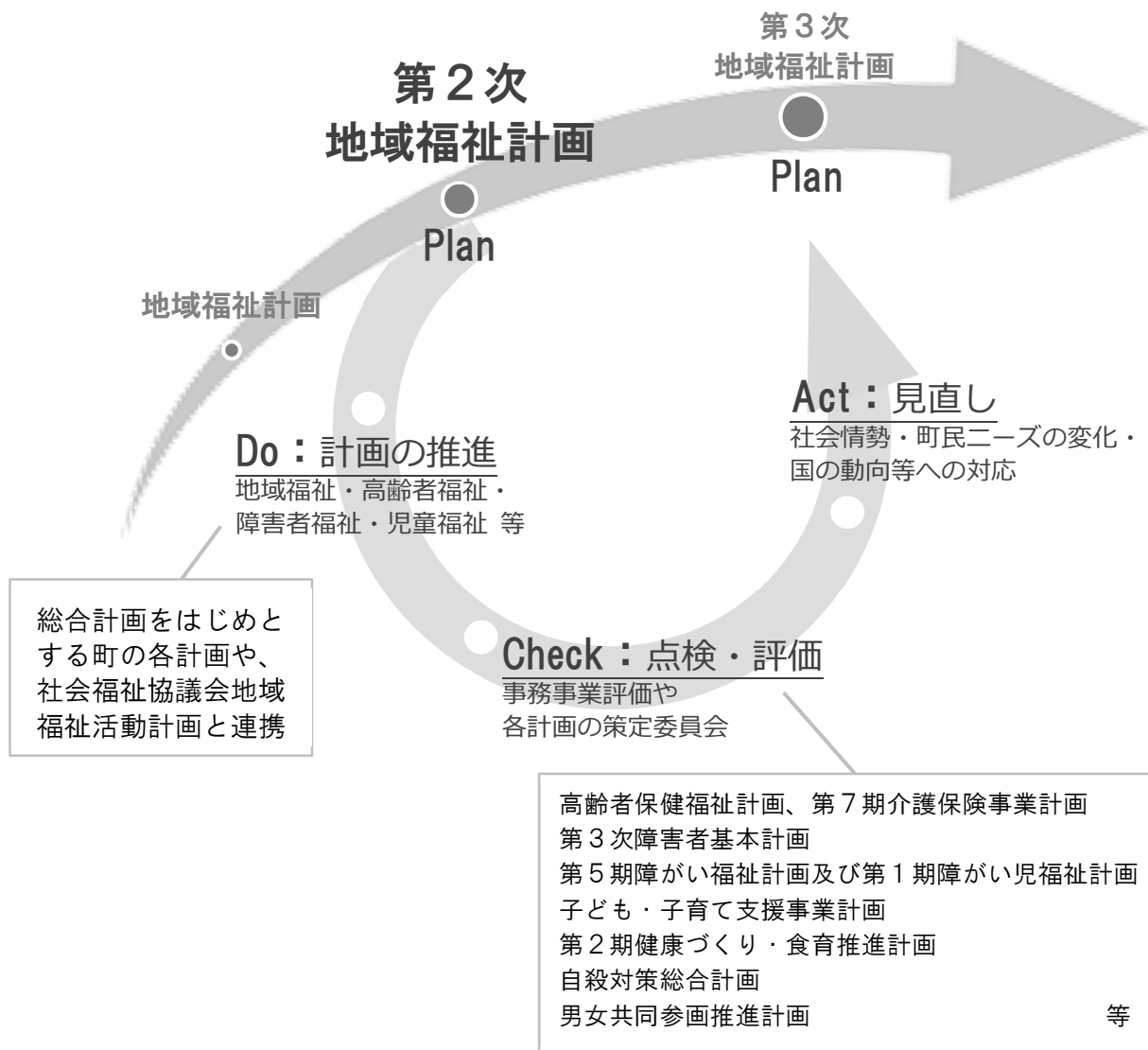
社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置づけられ、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、住民、地域団体、ボランティア、NPO、民間事業所、行政関係者等、幅広い分野からの参加のもと、本町の社会福祉向上のため「民間」の立場で相互の調整役としての機能を向上するとともに、事業を推進します。

2. 計画の進行管理

本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するために各関係機関の連携が必要なことから、町としてはその総合的な把握に努めるとともに、各施策の進捗状況を把握し、関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

◆PDCAサイクルのイメージ



第 4 章 施策の展開

基本目標 1 一人ひとりが支え合う地域づくり

1. 地域や福祉にふれる機会の充実

【施策の方向性】

地域に住む人たちがお互いに「やさしさ」や「思いやり」の気持ちを持つこと、これが福祉のまちづくりの第一歩です。

子どもの頃から地域や福祉に目を向けて関心を持つことができるような環境をつくっていくと同時に、家族や地域の大人たちも子どもとともに考え、ときには一緒に行動していくことができるよう、生涯学習等の担当課と協働して、教育や福祉講座等の機会を充実します。

【現状と課題】

地域福祉に関する取組が町内各地区や学校等で行われており、地域や団体、行政等がそれぞれの事業実施に努めていますが、住民一人ひとりにまで地域や福祉にふれる機会が提供されているとは言い難い状況です。住民の地域や福祉への関心を引き出すとともに、理解を深めるために学べる機会を増やす必要があります。

【具体的施策】

（１）学校・園における地域社会に開かれた福祉教育の推進

地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、小中学校での福祉教育や地域での様々な活動への参加体験等、子どもの頃からの支え合いや助け合いの意識、思いやりの心の醸成に努めます。

（２）生涯学習講座等を通じた地域福祉の啓発

地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し、思いあえるよう、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。また、健康や介護等、福祉関係の講座を開催し、地域に目を向けるきっかけをつくるとともに、意識の啓発を図ります。

（３）認知症や障がい等への理解の促進

認知症サポーターの養成等を通じて、認知症になっても自分らしく暮らせるよう、認知症の特徴や認知症への対応といった知識の周知、啓発に努めます。

また、広報紙や交流機会等を通じて、様々な障がいに対する住民の理解を深める取組を推進します。

2. 地域福祉活動の活性化

【施策の方向性】

身近な地域において、安心していつまでも住み続けることができるよう、地域における各種団体が課題を共有し、連携するとともに、地域住民が自発的・主体的に地域活動に参加できるよう、よりよい仕組みづくりに取り組みます。また、住民一人ひとりが地域の一員であるという意識を持ち、自治会等の地域活動やボランティア活動に参加・協力できる人材の育成を支援します。

【現状と課題】

住民主体の地域福祉活動は、地域のつながりを強めるとともに世代間の交流を活発にするなど、地域住民が集う機会として重要な役割を担っています。地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加する中で、地域の中で主体的に活動する住民や、多様な支援ニーズに対応できる人材が求められていますが、現在、地域福祉活動の中核を担っている自治会、民生児童委員等は、高齢化や他の役割との兼務等によって負担が増加しています。

【具体的施策】

（１）住民主体による地域福祉活動の活性化

ボランティア活動への参加を促進するために、気軽に参加できる活動づくり、ボランティア情報の充実、成果が実感できるシステムづくり等、様々な取組を行います。また、ボランティアと関係団体とのマッチングや自主的な活動グループの立ち上げ支援により活動の活性化を図ります。

（２）交流活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供するレクリエーション活動やふれあい・いきいきサロン、老人クラブや子育てサロン等の活動が活発になるように支援します。

（３）自治会による福祉活動への支援

自治会は民生児童委員とも関わりが深く、両者が協働して地域福祉を推進していくことが望まれます。今後、見守り活動等、福祉活動を行う自治会の活動を支援するとともに、民生児童委員とのさらなる連携を推進します。

(4) 人材の確保と地域資源の活用

地域で活躍しているボランティアやNPO等との連携や、地域包括支援センターと社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーターの効果的な活用により、地域福祉活動の活性化を促すとともに新たな人材の養成を進めることで担い手の確保にも努めます。

また、地域で有効活用できる地域福祉活動の拠点として、小中学校の空き教室、社会福祉施設・企業を含めた利用可能な施設等の掘り起こしや情報提供に努めます。

(5) 地域福祉活動の中核となる担い手の養成

支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、社会福祉協議会と連携を図り、民生児童委員や見守り推進員、ゲートキーパー等の地域福祉活動や地域の見守り活動の中核を担える人材を養成します。

3. ニーズや情報の収集・発信

【施策の方向性】

世代や環境によって情報を入手する方法が多様化してきている中、あらゆる地域住民に情報を提供するためには、一つの情報を複数の方法で発信する必要があることから、より積極的な情報発信に努めます。

また、情報を地域が一方的に受信するだけでなく、地域から行政に、あるいは地域間で受発信できることも重要です。特に地域福祉情報については、他地域の活動や事業内容が自らの地域発展に相乗効果や発展性をもたらす可能性も高いため、効果的な情報ネットワークの構築を目指します。

【現状と課題】

福祉の各種制度は種類が多く内容が複雑であることから、制度がわかりにくいと感じている人が少なくありません。また、民間事業者やNPO等の福祉サービスを提供する主体が増えたこと等から、福祉に関する情報をまとめて入手することが困難になっています。

町や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機関をはじめ、各種相談員や民間事業者を含めた相談窓口の強化と周知が必要です。

【具体的施策】

（１）すべての人に情報が伝わる環境整備

地域福祉の理念を、広報紙や出前講座を積極的に活用することで地域住民に対しわかりやすく周知・啓発します。また、町ホームページやSNS、ICT（情報通信技術）等、多様な媒体の効果的な活用方法を検討し、さらに提供する情報の充実を図ることにより、必要とする情報を誰もが簡単に入手でき、多くの地域住民等が地域福祉活動に参加できる環境の整備に努めます。

（２）暮らしに必要な地域情報の集約と発信

地域の情報については町内の掲示板や回覧板のほかに、公共施設での掲示、地域の学校や医療機関、商業施設等にも協力を要請し、情報入手機会を増やしていきます。また、個人が得た情報や学習内容等を地域で共有していくために、社会福祉協議会や地域の拠点を情報の集約場所として充実させるとともに、生活に密着した本当にほしい地域情報を住民がまとめ、発信するための仕組みを検討していきます。

（３）情報バリアフリーの推進

高齢者や障がいのある人、外国人等、情報入手が困難な人に対して、音声案内や広報紙の見やすいレイアウトの工夫、町ホームページの整備、職員による適切な窓口案内の促進等、合理的配慮の提供基盤を整え、多様な手段による情報提供を推進し、情報のアクセス確保に努めます。

基本目標２ まちの協働・連携を推進する仕組みづくり

1. 地域福祉ネットワークの形成

【施策の方向性】

地域生活課題の解決に向けては、課題の早期発見から適切な対応につなげる必要があるため、町、社会福祉協議会、関係機関、地域活動団体、サービス提供事業所等が個々に取り組む地域活動を連携させ、課題を共有しながら地域全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

【現状と課題】

地域社会には、あらゆる分野の地域生活課題があり、また複数の分野にまたがるような複合的な課題も多くなっています。

本町では、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員、自治会等、地域で活動している支援関係機関の連携が進んできており、様々な相談について適切な支援関係機関につなぐことのできるネットワークが構築されてきていますが、地域住民等からは、地域にある課題についてどこに相談してよいかわからないという声も聞こえています。

そのため、地域社会で今後さらに増加すると考えられる様々な地域生活課題の解決に向けては、地域の見守りや支え合い等による早期発見から適切な対応につなげるとともに、支援関係機関と地域のさらなる連携の強化が必要となります。

【具体的施策】

（１）地域福祉ネットワークの構築

地域において支援の必要な方へのサロン活動や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での小地域福祉活動の充実に努めるほか、自治会や民生児童委員、社会福祉協議会、地域活動団体を核とした地域ネットワークづくりを支援し、団体間の連携を図ります。

また、支援の必要な方の早期発見・早期ケア等、専門的な支援につなげるため、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等との連携強化に努めます。

（２）ボランティア活動の活性化

社会福祉協議会の本所及び各支所にボランティアコーディネーターを配置し対応するとともに、NPOや企業とのネットワークづくりにより、各種関係機関とのマッチングを積極的に実施します。

(3) 地域福祉との多様な関わりの促進

企業における社会貢献活動を推進し、福祉協力店としてのネットワークづくりを推進します。また、企業や地域、学校等における寄付や共同募金運動等を通じて地域福祉活動への参加促進と関心の喚起を図ります。

(4) 地域包括ケア推進会議の推進

専門的な相談・支援機関によって構成する地域包括ケア推進会議の実施により、情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法等について検討します。

2. 地域包括支援体制の構築

【施策の方向性】

複雑な福祉課題等について、支援が確実につながるよう、各分野において保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による、重層的な支援体制を構築します。

社会福祉協議会は包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担います。町は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備等、その体制強化を実施します。

【現状と課題】

住民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要となっています。

特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、家族との関係に問題があってサービス利用に結びついていない人、サービス利用に拒否的であったりひきこもりがちな人等、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人については、困りごとが表面化したときに症状が重度化していたり、課題が複雑化していること等が考えられるため、公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供するなど、多様な主体との連携がこれまで以上に求められます。

【具体的施策】

（１）地域包括支援センターの機能強化

高齢者が抱える課題や困難事例への対応をきめ細やかに行うため、各サービス提供事業所のケアマネジャー、関係機関と連携し、課題解決に向けた検討を支援し、地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう体制を整備します。

また、すべての人が年齢や状況を問わず、ニーズに応じた支援が受けられる地域づくりを目指した全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築を進めていきます。

（２）障害者総合支援協議会の機能強化

各相談機関に寄せられる相談内容について、障害者総合支援協議会において地域課題や、今後地域で求められる取組等について必要な情報の提供や共有を行い、関係機関とも連携を図りながら、様々な生活課題の検討、解決に取り組みます。

（３）社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支え合う仕組みづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉を推進する中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化するため、社会福祉協議会職員の専門性向上にむけ研修等の参加を支援します。

基本目標 3 暮らしを守り支える環境づくり

1. 保健福祉サービス・生活支援の利用促進

【施策の方向性】

支援が必要なきには的確に受けられるように、様々なサービスや活動に関する情報が、必要な人に届くようにするとともに、安心して利用できるものとするよう、内容や仕組みの一層の充実を図ります。

【現状と課題】

住民が安心して自ら必要なサービスを選択できるよう、サービスや制度に関する情報提供、相談支援に取り組み、支援を必要とする人のサービス利用促進に努める必要があります。

また、利用しやすい支援環境づくりのためには、サービス提供事業所等と連携して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組むとともに、サービスの質・量の確保が求められます。

【具体的施策】

（１）相談しやすい環境の整備

地域の人の身近な困りごとに関する相談窓口において、様々な相談に対応するとともに、利用者の視点に立ち、個人情報の扱いに配慮しながら相談しやすい環境を整備し、適切な支援につながるよう努めます。

（２）サービスや支援の必要な対象者の把握

地域の課題を早期に把握するため、身近な地域での福祉活動や民生児童委員と連携しながら積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。

（３）福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業所や様々な相談支援を通じて、ニーズに応じた情報提供や相談体制を構築するなど、支援を必要とする人のサービス利用促進に努めます。また、個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、住民の主体性に基づき運営される新たな住民主体型サービス等の開設支援を行い、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築します。

(4) 地域でできる支援の拡大

地域における福祉講座や学習会等を積極的に行い、保健・医療・福祉その他関係機関と連携し、住民同士が互いに支え合う新しい生活支援サービスの創出に努めます。また、住民主体のサービスの中で発生する、活動の課題等について関係機関や団体と情報交換の機会をコーディネートし、住民主体のサービスの発展に努めます。

(5) 生活困窮者等の自立支援の推進

生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築するとともに、家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活再生を支援し、必要に応じて住居確保給付金の支給、学習支援事業を実施します。

なお、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰について、再犯防止につなげ、地域の中で安心して暮らしていけるように地域生活定着支援センターと連携して支援します。

(6) 子どもの貧困支援

支援を必要とする子ども（生活困窮世帯、ひとり親家庭、ひきこもり、虐待児等）に対し、学習支援、食事の提供、団らんのある場となる居場所について関係機関と連携し推進します。また、保護者が仕事で食事の提供が困難な子どもや、一人で食事をする子（孤食）等に対し、無料または低額で食事を提供する子ども食堂について、ニーズ並びに運営を含め可能性について検討します。

(7) サービスの質の向上

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、事業の評価やサービス内容の開示を行うとともに、サービス提供事業所への実地指導等により、サービスの質の向上を図ります。また、地域や福祉団体、サービス提供事業所と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。

2. 個人の尊厳や虐待防止への取組

【施策の方向性】

子ども、障がいのある人、高齢者、女性等、弱い立場に置かれがちな人への虐待や暴力等を予防するとともに、自分らしい生活を送るための権利を守り、広げていくよう、地域の力をあわせて見守り、支援します。また、障がいのある人等に対する社会的な障壁をなくし、誰もが共生できるまちづくりを推進します。

【現状と課題】

すべての住民が生活の様々な場面で、権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が侵されたりすることのないよう取り組んでいく必要があります。

とりわけ虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、民生児童委員や児童相談所等の関係機関との連携を密にした対応が求められます。

また、高齢化の進行にともない、認知症高齢者の増加が懸念されるなど、判断能力が十分でない人の権利を守る制度（権利擁護）の周知や認知症への地域の理解が求められています。

障がいのある人については、多様な障がい特性への理解とともに、2016（平成 28）年 4 月に施行された「障害者差別解消法」により、個々の障がいにあわせた合理的配慮の提供が行政や事業所に義務づけられ、障がいのある人への様々な配慮が求められています。

【具体的施策】

（1）虐待の早期発見・通報体制の強化

高齢者や子ども、障がいのある人への虐待を防ぎ、早期に発見できるよう、地域の見守り活動や地域包括支援センター、障害者相談支援センター、企業、警察等の広域的な連携を通じて、虐待や暴力に関わる要援護者や権利擁護の必要な住民の早期発見・通報体制を強化します。また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生児童委員や住民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。さらに、家庭で介護や支援等を行っている養護者に対する相談や支援を充実するとともに、民間事業者等への研修を推進し、虐待を予防します。

（2）成年後見制度の周知と利用促進

「第 5 章 成年後見制度の施策の展開」に掲載

(3) 社会的障壁を取り除く取組の推進

障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、町の各部署において社会的障壁を取り除くとともに、民間事業者等において取組が促進されるよう、啓発や情報提供を推進します。

(4) 認知症対策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症予防をはじめ、権利擁護制度の周知や認知症サポーターによる地域の理解の促進、認知症ケアパスに基づく、早期発見・早期対応に向けた連携体制の構築に向けて取り組みます。

(5) いのち支える自殺対策の取組の推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等、様々な要因が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題です。本町では「自殺対策総合計画」に基づき、町民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、人と地域の絆を深めていく中で「生きることの阻害因子（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進因子（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない『久万高原町』の実現」を目指します。

(6) あらゆる人権を守ることの啓発活動と教育の推進

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、積極的な啓発に努めるとともに、生涯を通じて人権に関して学ぶことができるよう、取組の充実を図っていきます。また、家庭や地域社会等と連携・協力し、様々な人権問題についての認識を深めながら、子どもたちが自分と他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育むことができる人権教育を推進します。

3. 防犯・災害対策の推進

【施策の方向性】

日常から緊急時・災害時に備え、災害時要援護者への支援の強化や情報伝達体制の整備、地域住民の防災意識の啓発等、安全で安心な地域づくりを進めます。

また、関係機関との協力体制のもとで防犯・交通安全の施策の充実を図り、安心して生活できる地域づくりを進めます。

【現状と課題】

地域がいつまでも暮らし続けたい場所となるよう、地域の安全を守るという考え方に立ち、住民や関係団体との一層の連携が求められます。

本町は中山間地域であり、土砂災害の発生及び孤立集落は、町内の全域にて発生するおそれがあることから、一人ひとりが災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築とともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域における防災活動に対する支援の充実が求められます。

また、子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加する中、日頃から様々な活動を通して防犯や交通安全活動を進める必要があります。

【具体的施策】

（１）防災意識の向上

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した住民への啓発、情報提供の充実を図ります。

（２）地域ぐるみの防災活動の推進

災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

（３）要配慮者支援の充実

地域での日常的な見守り活動を実施し、災害時の避難支援や安否確認等の円滑な実施体制を構築するとともに、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報への取扱いに配慮しながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、災害時の円滑な支援体制を整備します。

(4) 避難所での支援活動の推進

災害時の対応強化のため、災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の設置や避難所での必要な支援について訓練等を進め、災害に備えた体制を整備します。

(5) 災害時におけるボランティアセンターの設置

社会福祉協議会で策定している「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を、行政や関係機関で共有し、シミュレーション訓練、勉強会の開催等を図り、災害時に効果的な支援活動が行われるよう努めます。

(6) 防犯活動の推進

地域における防犯意識を高めるため、広報紙での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等、自主防犯活動の展開を支援します。また、関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、消費生活相談等により被害に遭遇した場合の相談、支援を行います。

(7) 交通安全に関する活動の推進

子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、または高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。また、運転免許証の自主返納の呼びかけや代替えサービスの検討等により、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が、運転免許証を返納しやすい環境の整備を進めていきます。

4. 暮らしやすい福祉環境の整備

【施策の方向性】

住宅や街中のバリアフリー化や高齢者に配慮した住まいの確保、生活交通の確保等、誰もが暮らしやすい環境の充実に、民間事業者とも連携を図りながら取り組みます。

【現状と課題】

町内では、誰もが利用しやすい施設の整備、改修等に努めていますが、外出や移動が困難な障がいのある人や高齢者も多く、ハードによる整備や制度による支援のみですべての物理的障壁を取り除くことは難しい状況です。

障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、安心して暮らすことができる福祉の充実した地域づくりを進めるため、物理的な障壁を取り除きつつ、支え合い、助け合いを通じて、障壁を越える取組（ソフト・ハードの両面からの取組）が求められます。

【具体的施策】

（１）公共施設等のバリアフリー化の推進

既存の公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

また、道路や歩道を整備する際は、段差の解消や安全な道路環境の整備に努めるほか、住民の誰もが自然に支え合うことができるよう、心のバリアフリー化を推進します。

（２）公共交通、移動支援の検討

既存路線や福祉サービス等を考慮し、町全体として利用しやすさ、交通空白地の解消、交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築等、地域の状況を踏まえた公共交通をはじめとする移動支援について検討します。

（３）暮らしやすい住まいの確保

住まいの段差解消やリフォームによる住宅改修、福祉機器等の設置による暮らしやすい住環境の整備のほか、介護保険サービス、障がい福祉サービスに基づくグループホーム等の整備について検討します。また、町内の空き家・空き地の状況を把握し、有効活用することによって、集いの場やサービス提供事業所の充実、若者の移住・定住を促進します。

第 5 章 成年後見制度の施策の展開

第 1 節 権利擁護を取り巻く現状

現在の福祉サービスは措置から受け手が主体的に選択する契約に制度移行されており、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が十分でない方に対しての権利擁護の必要性が高まっています。また、核家族化と超高齢社会を迎えた現在、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加も進んでおり、成年後見制度を利用した権利が保障されるシステムの整備が求められています。また、そのための指針として国も各種法整備を進めています。

この章を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置づけ、以降の施策に取り組みます。

◆成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（国民の努力）

第 7 条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第 8 条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第 15 条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第2節 久万高原町成年後見制度利用促進基本計画

【施策の方向性】

地域連携ネットワークを柱に、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民一人ひとりの権利や利益が守られるまちづくりを進めます。また、地域での活動を推進するため、地域共生社会の構築による一体的な地域づくりを目指します。

【現状と課題】

住民の権利や利益が守られるためには、これまでの取組に加え、成年後見制度の適切な利用が必要になっています。そのための新たな家庭裁判所等の司法との連携は不可欠であり、既存のネットワークを生かしながら、協議や課題解決のための地域連携ネットワークづくりが求められています。

また、地域で暮らす高齢者、障がい者、子どもに対する地域でのケアや福祉サービスのニーズとあわせ、後見制度のニーズを把握することで、より効果的な支援と成年後見制度の利用の促進が考えられます。必要な後見制度の支援を、各種サービスと包括的かつ一体的に提供を行う地域包括ケアの体制づくりを行うとともに、地域福祉計画や地域福祉活動計画と連携して取り組み、高齢者、障がい者、子ども等、福祉に関する個別計画と連動を図る必要があります。

【具体的施策】

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みの整備を目指します。

< 3つの役割 >

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

(2) 実施体制の整備

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関の設置に向けて取り組めます。

◆実施を担う各機関の具体的な役割

①地域連携ネットワークの段階的な整備

地域ネットワークは、二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進める必要があります。

ア 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人へのアウトリーチを図り、必要な支援へ結びつける機能を強化します。

イ 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」での対応に加え、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制の構築を進めます。

②中核的な機関の設置

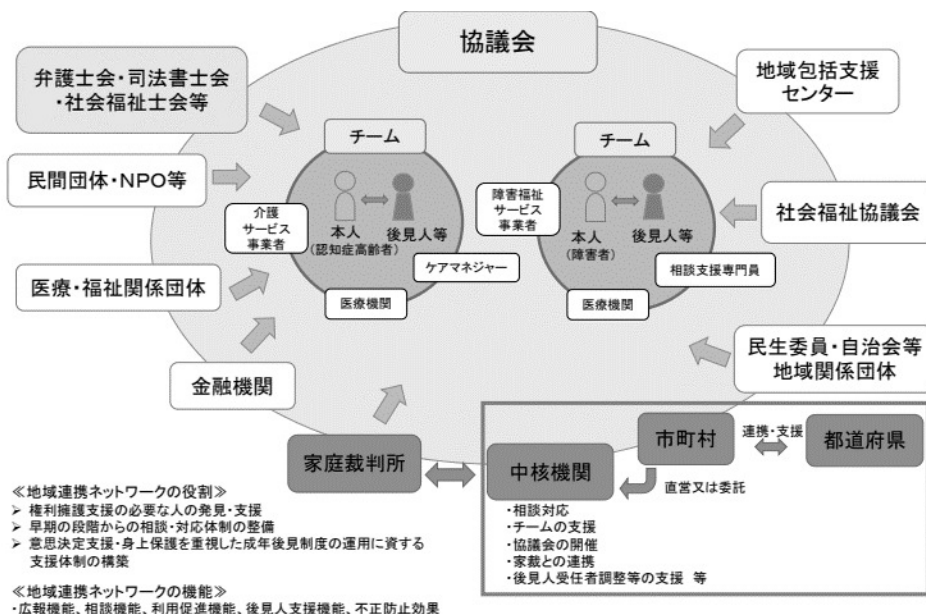
地域ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要と考えます。

中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウが蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

また、市町村における中核機関の機能については、地域の実情に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケア推進会議や障害者地域総合支援協議会、虐待防止対策連絡協議会等の既存の資源も十分活用しながら整備を進めていく必要があります。

中核機関の設置・運営形態については、国の基本計画において、地域の実情に応じ、市町村の直営又は委託等による設置が認められていますので、今後、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関(地域福祉権利擁護センター等)への委託を含め、地域の実情に応じた柔軟な形での設置を進めます。

～地域連携ネットワークのイメージ～ 「成年後見制度利用促進計画のポイント」(内閣府)より



(3) 相談体制の整備

成年後見制度に関する相談は地域包括支援センターや障害者相談支援センターで対応していますが、今後も利用者が安心して利用できる成年後見制度の相談に応じます。

(4) 権利擁護に関する制度の周知と利用促進

様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制を整備します。また、制度の利用に関する周知を効果的に行うため、パンフレット等の配布、研修会やセミナー等の広報活動の実施に努めます。

(5) 成年後見制度利用のニーズの把握

町内において、成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握方法を検討し、状況の把握に努めます。

(6) 不正防止の徹底

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっています。適切な後見人の選任のもと、後見人とのチーム編成による被後見人のサポートや、金融機関や民間事業者等を含むネットワークにより、不正の未然防止を図ります。また、広く住民へ制度の理解を促し、普及することにより、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

(7) 利用しやすい制度の運用

制度利用者には後見人との密接な身上保護と見守りによって、意向及び尊厳を基本に、福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービスと一体的につなげ、利用により生活基盤の安定を図ります。また、金銭的な課題があっても安心して成年後見制度が利用できる仕組みづくりを引き続き推進するとともに、要綱に基づく後見等申立費用や報酬助成を行います。

第1節 久万高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 11 月 21 日
告示第 73 号

（設置）

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、久万高原町地域福祉計画（以下「計画」という。）に住民及び社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行うものの意見を反映させるために、久万高原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- （1） 計画の策定及び変更に関する事項
- （2） 計画の推進状況の管理及び評価に関する事項
- （3） 前2号に定めるもののほか、委員会で必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、15 人以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1） 福祉関係団体の代表者
- （2） 関係機関団体の代表者
- （3） 公益代表
- （4） 行政職員
- （5） 前各号に定めるもののほか、委員会で必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬及び費用弁償）

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、久万高原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年久万高原町条例第 39 号）の規定によるものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第2節 久万高原町地域福祉計画策定委員会名簿

構 成	組 織 ・ 団 体	氏 名	備 考
福祉関係者	久万こども園園長	白 川 真 理	
	久万高原町社会福祉協議会会長	橋 本 広 綱	
	久万高原町民生児童委員協議会会長	大 野 昌 利	
	久万高原町身体障害者福祉会会長	藤 原 栄 道	
	社会福祉法人喜久寿 久万の里 施設長	濱 村 奈 緒	
	精神保健ボランティアゆきんこ会長	渡 部 嘉津彦	
	NPO法人パステルくらぶ施設長	山 口 ひとみ	
関係機関団体	久万高原町老人クラブ連合会会長	平 岡 新太郎	
	久万高原町連合婦人会会長	大 野 かおり	
	久万高原町連合青年団団長	丸 山 健 太	
公益代表	久万高原町議会総務文教厚生常任委員会 委員長	田 村 昭 子	
行政機関	副町長	高 山 稔 明	
	保健福祉課 保健推進班班長	吉 岡 美 鈴	
	地域包括支援センター 社会福祉士	畝 本 幸 男	

(順不同、敬称略)

久万高原町地域福祉計画

発行年月： 2019（平成 31）年 3 月

発 行： 久万高原町

編 集： 久万高原町 保健福祉課

〒791-1201

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212

T E L： 0892-21-1111

F A X： 0892-21-2862
